

タイトル	社会主義市場経済政策下中国の幼稚園行政に関する研究(その1)
著者	西山, 佐代子
引用	季刊北海学園大学経済論集, 53(1): 73-120
発行日	2005-06-30

## 《論説》

# 社会主義市場経済政策下中国の 幼稚園行政に関する研究（その1）

西 山 佐 代 子

## 目 次

### 序章

#### 第1部 幼稚園行政の沿革

##### 第1章 社会主義計画経済政策下の幼稚園行政（1949-1978年）

###### 第1節 中華人民共和国の成立と幼稚園制度の形成

###### 第2節 社会主義計画経済政策の進展と幼稚園経営の国営・公営への収斂

###### 小括

##### 第2章 改革開放政策への転換と幼稚園行政の進展（1978-1992年）

###### 第1節 第11期3中全会における市場経済政策導入とその後の幼稚園行政

###### 第2節 幼稚園行政における保育から教育への重心移転とその要因

###### 第3節 全国幼稚園数、在園児数の堅調な拡大推移

###### 小括

## 序 章

### 1. 課題の設定と研究方法

1978年、中国共産党第11期第3回中央委員会全体会議において、改革開放路線への転換が決定された。この後、徐々に市場経済政策が導入され、従来の社会主義計画経済政策からの漸進的脱却が図られている。中国では、現在に至るまで高度経済成長が続いている。

こうした長期にわたる市場経済政策とその結果としての経済構造の変化は、社会各方面の構造に大きな影響をもたらした。このような状況の下で、教育面についても大きな変化がみられる。就学前教育（学前教育）機関である幼稚園についても、経営形態から管理面に至るまで、抜本的改革が進められている。たとえば、改革開放政策以前にはみられなかった幼稚園経営の民営化である。1982年憲法で、民営形態が認められ、民営幼稚園は徐々に増加していったが、統計上で民営幼稚園が最初に登場するのは1994年である<sup>1)</sup>。この時点で民営幼稚園は全国幼稚園総数17万4,657園のうち1万8,284園で10.5%、園児数は全国園児総数2,630万2,725人のうち、103万6,234人、4%であった。9年後の2003年には、全国幼稚園数11万1,752園のうち民営幼稚園は4万8,365園で、43.3%、園児数は400万5,204人で全国園児数2,036万245人の19.7%を占めるに至っている。林可夫の調査では<sup>2)</sup>、温州市では1992年の全市幼稚園数1,794園のうち民営幼稚園は1,560園の87%、園児数は9万9,769人で、全市園児数11万6,929人うち85.3%を占めていたと報告されている。また張燕によれば<sup>3)</sup>、2002年の北京市では全市幼稚園数

1,540園のうち民営幼稚園が227園で14%を占め、黒龍江省では、同じく2002年の全省幼稚園数4,503園のうち、民営幼稚園が2,144園で47%を占めていたという。各地域で、非常に大きなばらつきがあるが、いずれにしても、幼稚園の民営化は現在の中国の幼稚園経営の趨勢となってきた。

こうした民営幼稚園の急速な拡大は、中国の主に都市労働者の「ゆりかごから墓場まで」を保障してきた国営(1993年以降は国有)企業体など単位社会の崩壊と表裏の関係にある。民営幼稚園の大半は、国営企業や事業体などの単位が、職員労働者に対して福利厚生として低廉な保育教育費で提供していた幼稚園、いわゆる単位設立幼稚園を、体制改革(転制あるいは改制)により、企業からの分離を図ったことによる結果でもある。たとえば北京市では、2002年における227園の民営幼稚園のうち120園が体制改革園である<sup>4)</sup>。また2003年には単位経営幼稚園は350園となり、1989年に比べると1,000園以上減少した<sup>5)</sup>。単位経営幼稚園は全国的にも減少している。国務院(日本の内閣にあたる)は、1997年に公布した「社会力量办学条例」を廃し、「民営教育促進法」を2003年9月から施行しており、法制上も一段と民営化推進を強化している。さらに国営、公営を問わず、幼稚園の独立採算制、受益者応益負担制への方向性が顕著にみられる。また幼稚園の多機能化、託幼(託児所、幼稚園)一体化による早期教育(0-6歳児教育)が進められている。こうした改革の背景には、計画経済政策下で硬直化していた幼稚園の体質や幼稚園行政への潜在的な批判と中国経済の急激な変化がある。

しかし、このような就学前教育構造改革、幼稚園改革を進めるにあたって中心にすえなければならぬのは、従来から社会主義思想に基づいて実現されてきた就学前児童全体に対する健全な人間的発達のための保育教育保障と、さらに全女性の就労支援や学習参加支援を保障するといった、集団的保育教育保障と女性の解放という基本的な幼稚園設立の理念であろう。労働と教育の結合、労働への集団的参加を人間的解放の基本にすえる社会主義思想の下、国営、公営によってまがりなりにも全児童に対する低廉な保育教育の保障と全女性の労働参加、各種女性の働き方に即した幼稚園形態の実現を旨としてきた中国にとって、幼稚園事業の民営化、あるいは幼稚園経営に市場原理を導入する幼稚園経営体制改革はどのような影響をもたらすのであろうか。

本研究は、社会主義市場経済政策が中国において明確に位置づけられた1993年以降の幼稚園行政の変化を分析することを目的とするが、その際、最も大きな転換である、幼稚園経営体制改革、民営化を中心として、そのような改革に至らしめた歴史的要因、その実態、問題点、今後の動向などを明らかにしようとするものである。今日の社会主義市場経済政策下の幼稚園行政のあり方とその意義、将来展望を明らかにするためには、たんに現在進行中の事態を現象的に把握するだけにとどまらず、より根底的に社会主義計画経済政策期、あるいは中華人民共和国成立以前の幼稚園行政を認識することが不可欠となってくる。またこうした一連の改革を幼稚園創設の理念、すなわち就学前児童の保育教育保障、女性の就労支援との関わりでみていくことが必要である。保育教育保障については、現在の日本において保育教育の理想とされているすべての児童に対する平等な保育教育保障と同時に、教育の理念である子どもの全面発達のための環境条件とされる「地域にあること、親(住民)が参加すること、教師の社会的自覚と資質の向上」などを含めて検討したい。

研究の対象範囲であるが、中国では都市、農村では幼稚園行政の格差は非常に大きい。都市の幼稚園行政を主体とし、農村については適宜述べることにしたい。また、幼稚園は基本的には3歳以上を保育教育する機関であり、3歳以下は託児所が対応することとされている。本研究では

幼稚園を対象としているが、必要な限りにおいて託児所にも触れていくことしたい。

研究については次の方法で行なった。

- (1) 幼稚園行政の現在の動向、特に幼稚園経営体制改革による民営化の方向、その他一連の改革に至った原因を、経済政策を含めた歴史過程から分析すること
- (2) 現在の幼稚園行政の実際を、幼稚園行政関係機関から資料を得ると同時に、実際の幼稚園の状況を経営形態別に現場調査し、資料を得て分析することによって、その現状と問題点、今後の方向性を分析すること

(1)の方法に関しては、中国で刊行されている中央政府、国務院、教育部、地方政府発行の法律、条例、通達などの第1次資料、各種年鑑、『学前教育研究』など雑誌などの資料、各種論文、著作などの文献研究。日本で刊行されている、各種論文、著作などの文献研究を行なった。

(2)の方法については、公式資料の不十分さを補うために2000～2004年にかけて全5回にわたり中国に赴き、幼稚園現場の観察と幼稚園関係者、幼稚園行政関係者、幼児教育研究者からの情報収集を行なった。

## 2. 先行研究の概観

唐淑、钟昭华（南京師範大学教授）らの『中国学前教育史』<sup>6)</sup>は、保育教育内容の歴史的変遷、主要な教育理論などの変遷を述べたものである。また、保育教育内容のみならず、就学前教育機関の経営形態、管理形態の変化などが制度に基づいて論述されており、中国の就学前教育行政の全体像を理解する上で有益である。しかしながら、最も変化が激しい1990年代以降については触れられていない。

新しいところでは、2004年4月に発行された牟映雪『新中国幼儿教育变革与发展』<sup>7)</sup>が、新中国成立前から現在までの就学前教育の变革と発展過程を分析している。幼児教育の歴史を概観するには有益であるが、本書は幼稚園で行なわれる教育を中心として論述されており、教育を行なう施設、機関あるいは幼稚園経営に関しては十分触れられてはいない。

幼稚園行政、幼稚園経営管理また現在の幼稚園体制改革、民営化などに関しては、北京師範大学の張燕教授（学前教育系）はその方面の第一人者と目されている。『学前教育管理学』<sup>8)</sup>などの著書の他、現在の幼稚園体制改革に関しても数々の論文を発表している。幼稚園経営管理の観点から市場経済政策と最近の幼稚園の経営形態の変化、内部管理の変化などの分析を進めている。また現場実態調査を重ねて現象や実態の中から改革の理論的枠組みを模索するなど、過渡期的状況にある現在の中国の幼稚園事業経営についてモデル化、理論化を試みている。行政に偏する嫌いがあるとはいえ、教えられるところが多かった。しかし、最近の改革の否定的と思われる諸側面に殆ど触れていない。

民営教育の歴史に関しては、上海民営教育研究所所属の陳桂生氏の『中国民办教育問題』<sup>9)</sup>は、1949年以前から今日に至るまでの民営教育の変遷を、中国的「民営」概念の矛盾を明らかにしながら分析している。中国のこれまでの民営概念を知る上に手がかりとなるものである。中国では計画経済政策下で使われていた「民営」と市場経済政策下における「民営」とでは、その概念を区別する必要がある。計画経済政策下中国で一般的に民営（民办）と呼ばれてきた経営形態は集団所有制による経営形態すなわち公営形態を指し、市場経済政策下での民営は私営形態を指している。民営化に関しては華中師範大学教科院の揚晓霞教授の教育の民営化に関する論文などが

あり、中国における民営問題の研究は次第に増えてきている。

日本における中国の就学前教育に関する歴史研究では、阿部洋氏が数々の著作を出しているが、1982年に発刊された『世界の幼児教育1』のアジア編「中国」<sup>10)</sup>は、数量データ、制度内容をまじえながら、幼児園行政を詳細に論述し本格的な体系的解明を試みたものである。しかし20数年前の出版で、近年の状況については得ることができなかった。

また、白井常『世界の幼児教育・中国』<sup>11)</sup>は1980年代に20数か所の幼児園を訪問し、各幼児園の歴史と幼児園の実態が調査されており、幼児園の実際を知る上で重要な先行研究となっている。しかし、残念ながらこの著書も20数年前のもので、現状は把握できなかった。同じく1980年代から1990年代初頭にかけては、守屋光雄氏の「最近中華人民共和国における保育動向に関する考察」と題する論文<sup>12)</sup>や、「近代化中国における幼児園教育の現状」と題した根橋正一氏の論文<sup>13)</sup>が幼児園の現状をとらえた報告を行なっている。しかしいずれにしても10年以上前のものである。

中国のここ20数年の幼児園行政の現状に関しては、国立教育研究所国際研究・協力部総括研究官の一見真理子氏の論文が詳しい。一见氏は歴史研究を主として行なっているが、最新の幼児園行政についても概括的に発表している。

また、日本保育学会では、2003、2004年度の全国保育学会研究大会において、日中韓3か国の子育て支援政策に関するシンポジウムが設定され、その中で中国の幼児園行政状況に関する研究発表などが行なわれている。こうして少しずつ中国の幼児園行政の現状が明らかになってきているが、しかしながら、最近の市場経済政策の深化が中国の幼児園教育の現場に及ぼしている影響、幼児園事業経営改革や民営化と全国民の労働への参加、社会的教育という基本的理念との関連、幼児園行政の現在と今後の方向性などの研究は日本ではまだ殆どみられない。

### 3. 論文の構成

#### 第I部 幼児園行政の沿革

##### 第1章 社会主義計画経済政策下の幼児園行政(1949-1978年)

本章では、最初に1949年以前に行なわれていた就学前教育制度を概観し、中華人民共和国成立後の幼児園制度の淵源の把握を試みた。また中華人民共和国の成立を受けて形成された幼児園制度の内容を整理し、計画経済政策下における幼児園行政について文革の終了時点までの史的過程をとりあげた。

##### 第2章 改革開放政策への転換と幼児園行政の進展(1978-1992年)

改革開放路線への転換と市場経済政策の導入、また、人口抑制政策、すなわち一人っ子政策の実施が幼児園行政にどのような影響を与えたか。こうした大きな政策転換を受けて、文革期に混乱した幼児園行政が再確立され、幼児園事業が拡大、進展していった改革開放政策期の幼児園行政について検討した。

#### 第II部 社会主義市場経済政策下の幼児園行政の変容

##### 第3章 幼児園経営への市場経済政策の導入

市場経済政策の導入により、幼児園経営にも私営が認められ民営化が図られることとなった。また市場経済政策の導入は国营(全人民所有制)と公営(集団所有制)という計画経済政策下での経済体制枠組みを大きく変えることとなった。こうした所有制の変化が幼児園経営、幼児園行政に与えていった影響を検討した。

#### 第4章 行政の幼稚園経営体制改革，民営化推進の背景

国営企業改革などにより，企業単位が経営していた幼稚園は，閉鎖，企業との分離化，独立採算化などを迫られるようになった。また教育部門経営の幼稚園も，受益者負担割合を高めていくなど，これまで低廉だった幼稚園保育教育費が引上げられていった。こうした幼稚園経営体制改革，民営化を推進しなければならなくなった行政的要因を分析した。

#### 第5章 幼稚園経営体制改革，民営化に対する評価と課題

本章では，改革への是非をめぐって，中国における代表的な見解をまとめた。問題の本質を抽出することを試み，そこから，いくつかの課題を設定した。

### 第Ⅲ部 幼稚園行政の実際と今後の課題

#### 第6章 調査による実状の把握

第5章までに導かれた幼稚園行政の課題について，北京市，瀋陽市で幼稚園調査を実施した。幼稚園関係者，幼児教育行政関係者を調査対象とし，調査方法は，調査表に基づいての聞き取り調査を行なった。調査結果をまとめ分析した。

#### 第7章 幼稚園行政の諸問題

本章では，調査結果，先行研究を分析した結果から，現在の中国の幼稚園行政の状況，また若干の問題点を述べた。

#### 終章 社会主義市場経済政策下中国の幼稚園行政の今後の動向と展望

本章では，中国の幼稚園行政の今後の動向をまとめ，今後の幼稚園行政発展の上に，是正すべき点を述べた。最後に結論をまとめ今後の研究課題を整理した。

## 注

- 1) 中華人民共和国国家教育委員会計画建設司編『中国教育事業統計年鑑1994』，人民教育出版社，1994年，92頁
- 2) 林可夫著『广东省志・教育志』广东人民出版社，1995年，306-307頁
- 3) 張燕著「中国大陆近年民办幼儿教育的实践和探策」『民办教育发展研究』2004年第3期（総97期）所収，桥网文化教育社，2004年，11頁
- 4) 張燕著前掲書，12頁
- 5) 簡尔賢著「北京市幼教事业发展分析」『管理纵横』所収，2003年，30頁
- 6) 唐淑，钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社，2003年
- 7) 牟映雪著『新中国幼儿教育变革与发展』重庆大学出版社，2004年
- 8) 張燕著『学前教育管理学』北京师范大学出版社，2000年
- 9) 陈桂生著『中国民办教育问题』教育科学出版社，2001年
- 10) 阿部洋著「中国」岡田正章・川野辺敏監修，阿部洋編『世界の幼児教育1アジア』所収，日本らいぶらり，1982年
- 11) 白井常著『世界の幼児教育／中国』丸善メイツ株式会社，1983年
- 12) 守屋光雄著「最新中華人民共和国における保育動向に関する考察」『兵庫女子短期大学研究集録』第21号（1）（2），22号，1988年，1989年，159-169頁，114-119頁，173-180頁
- 13) 根橋正一著「近代化中国における幼稚園教育の現状」『武蔵野短期大学研究紀要』第2集，1985年，219-229頁

## 第 I 部 幼児園行政の沿革

第 I 部では、幼児園制度の形成とその展開を時系列的に整理し、歴史過程の分析から現在の幼児園経営体制改革、幼児園民営化をもたらしている諸原因を考察していく。

### 第 1 章 社会主義計画経済政策下の幼児園行政 (1949-1978 年)

はじめに

1949 年中華人民共和国が成立した。閉ざされた、あるいは半分閉ざされていた伝統社会からの社会変革が実現した。旧弊から脱却し、農民、労働者を中核とした人民大衆による新しい国家建設が目標として掲げられた。半封建社会の伝統的慣習に支配されていた女性は男性と同等の権利をもち、社会主義国家の一員として、政治、経済、文化、社会へ参画することが権利として認められた。さらに児童もまた教育を受け、国家によって保護される対象としての権利を保障されることとなった。

1954 年公布された「憲法」第 3 章「公民の基本的権利と義務」第 94 条では、「中華人民共和国公民は教育を受ける権利を有する。国家は徐々に各種学校とその他の文化教育機関を拡大し、公民がこの種の権利を受けることを保障する。」第 96 条では、「中華人民共和国の女性は政治的、経済的、文化的、社会的および家庭生活各方面で男性と平等な権利を享有する。婚姻、家庭、母親および児童は国家の保護を受ける」として、男女が平等な権利を有することや、児童が教育や国家の保護を受ける権利を高らかに掲げている。

こうした、男女平等の国家建設への参画、児童の教育、国家による保護は、具体的政策を支柱として進められることとなった。女性の経済活動を含めた諸活動への参加を具体的に保障するための最優先課題は、育児期における諸困難の社会的克服であった。それは児童の側からは、就学前時期の心身の健全な発達をどう保障されるか、すなわち就学前の保育教育問題であった。

1951 年の学制改革で新学制の基礎的段階として幼児園が位置づけられた。1922 年以降幼児教育を主体とした幼稚園制度が実施されてきたが、ここに来て、就学前教育は大きくその目標、理念、実施方法などを変えることとなった。

本章では、1949 年以前の就学前教育行政を概観し、現在の幼児園制度との関連性を明らかにする。その上で、1949 年以降の幼児園制度形成と行政展開を経済政策、労働政策（特に女性就労）との関連の上にてみていく。さらに社会主義的集団保育教育の実現を旨とした計画経済政策下での幼児園行政の実際を明らかにしていきたい。

#### 第 1 節 中華人民共和国の成立と幼児園制度の形成

##### 1. 1949 年以前の就学前教育事業との関連

中国では 19 世紀末のアヘン戦争後、封建社会から次第に半封建社会へ、さらに帝国主義列強の干渉によって半殖民地社会への移行を余儀なくされた。清国時代の洋務運動や維新運動さらに諸外国の文化的影響は、中国の文化教育の近代化を促進することとなり、長期にわたって続いていた封建的な家庭教育を、社会化の方向へ向ける契機となった<sup>1)</sup>。

そうした中で 19 世紀後半に、中国で最も早くから就学前教育に着手していたのは、キリスト教（プロテスタント）宣教団体であった。伝道を目的として女子教育に力を注ぎ、女学校を設立し、教育実践のために私営幼稚園を附設していたのである。記録によれば、1902 年当時こうし

たキリスト教系幼稚園は6か所、園児数194人であったという<sup>2)</sup>。このような背景の中で、国家による就学前教育制度が誕生することとなった。

### 1) 最初の就学前教育制度の創設

1904年、中国の最初の近代学制である癸卯学制「奏定学堂（学校）章程」が公布された。これは日本の学校制度をモデルとし、各段階の学校の設立を目的としたものといわれている。「奏定蒙養院章程及家庭教育法章程（以降「蒙養院章程」と略称）」が就学前教育を対象とした条文で<sup>3)</sup>、この制度によって初めて就学前教育機関である蒙養院が置かれることとなった。「蒙養院章程」によれば、蒙養院設立の目的は「家庭教育を補助する」（第1章第1節）ことにあり、また、対象年齢、保育時間は、「3-7歳の児童に保育指導を行なう。保育時間は毎日4時間を超えてはならない。」（第1章第2節）。さらに蒙養院は「現在ある育嬰堂、敬節堂の中に附設する」（第1章第3節）。経費は学堂が支出すること、などが規定されている。また蒙養院で行なわれる保育指導は遊戯（遊び）、歌謡、談話、手技を中心としていた（第2章第1節）。蒙養院の設立経営は公立、私立ともに認められており、「公立私立、すべて本省学務処が審査する」（第4章第2節）こととされた。

条文から、就学前教育機関は、その制度創設当初から、公営のみならず私営形態が認められていたことが明らかである。もっとも就学前教育機関の経費、財源についてはこれ以後出された法規も含めて、阿部によれば「法規では経営形態は官立、公立、私立などの項目がみられるが、実際の経営経費、財源など統一されたものは規定されていなかった」という<sup>4)</sup>。

こうした蒙養院の規定は、日本の「幼稚園保育及設備規程」をモデルにしたものと言われている。最初の蒙養院は、日本から3人の日本人保母を招聘し、さらに日本の教具・教材を求めて開設された<sup>5)</sup>。こうした日本モデルの採用、保母の招聘の背景には、それまで中国が儒教色の厳しい封建制社会で、育児は家庭で行なうものとされていたこと、児童に対する行政施策としては孤児などを収容する「育嬰堂」があるのみであったこと、女子教育は制度上正式な地位を与えられていなかったため、早急には保母養成などの対応ができなかったこと、などがあげられる。女子教育制度がようやく認められたのは、1907年の「学部奏定女子師範学堂章程」が制定されたことであった。その後各地に女子師範学堂（学校）が設立され、保母養成科が設置され、正規の保母養成が始まった<sup>6)</sup>。

清国末期の就学前教育機関の正式な統計数量はないが、一説では、蒙養院、幼稚園に在籍したものが、表1-1-1のようであったという。

表 1-1-1 清国末期就学前教育機関在籍者数

年度（年）	1907	1908	1909
園児数（人）	4,893	2,610	2,664

出所) 岡田正章・川野辺敏監修、阿部洋編『世界の幼児教育1 アジア』日本らいふらり、1982年、21頁より作成

### 2) 中華民国時代の就学前教育機関

辛亥革命によって1912年に中華民国が成立した。この年、学制改革が行なわれ（壬子学制）、蒙養院は蒙養園と改称され、対象は満6歳以前の児童とされた。中華民国成立当初は就学前教育に対する関心は、それほど高くはなかった。制度としては、女子師範学校に蒙養園の設置が義務



づけられるようになり、国民学校に蒙養園を附設できるようになったことがあげられる(1915年教育部公布「国民学校施行令」1916年、1920年修正)<sup>7)</sup>。

しかし1919年前後の五・四運動<sup>8)</sup>を契機として、教育行政にも新しい波が押し寄せ、1922年11月学校制度に対する抜本的改革が行なわれた。教育部は「大総統令」により「学校系統改革案」を發布した。アメリカ制度をモデルとした6・3制の採用にふみきり、就学前教育機関として幼稚園を置くことが定められた。ここに、蒙養園は幼稚園と改められ、その後1928年の学制改革により戊辰学制が成立したが、新中国の幼児園制度の誕生まで幼稚園が就学前教育機関として機能することとなったのである。

### 3) 就学前教育機関の普及への道

1922年、幼稚園制度が確立したが、幼稚園の普及は容易ではなかった。阿部によれば<sup>9)</sup>「当時の中国は軍閥混戦時代で、中央政府はもとより、各省政府も教育経費を最低限に抑えて、これを軍事費にあてる傾向が顕著であり、既存の各種教育機関ですら恒常的な経費不足に悩まされていた。実際問題として各地方で就学前教育機関を普及させることなど殆んど不可能であった」という。こうした状況下、私営幼稚園が公営幼稚園よりも活発に展開されていくこととなった。1930年代の7都市での公立私立幼稚園状況調査によれば、4都市で私立が公立を上回っていた。また7都市の合計では、園数は私立が公立の約2倍、園児数は約1.5倍となっている(表1-1-2参照)。

このような厳しい時代背景の中で、次第に就学前教育政策に影響を及ぼしていったのは、中国の教育思想家たちの就学前教育に対する模索と実践、さらに教育行政府に対する建議であった。中華民国時代の就学前教育の状況を、白井は「前半の外国化」と「後半の中国化」に区分している。前半の「外国化」については、次のような状況を指摘している<sup>10)</sup>。

中華民国成立当初から1920年代にかけて外国模倣化が目立った。特に高等教育機関の中に、ミッション・スクールの占める割合が高く、その大半が保母養成課程を設けていた。その結果、卒業生、あるいは帰国留学生が働く私立のミッション系幼稚園が無統制に乱立していた。その大部分は、裕福な中流以上の階層のこどもたちを対象とするものであった。

表1-1-2 1930年代7市公立、私立幼稚園概況

市	園数(所)			在園児数(人)			教職員数(人)		
	公立	私立	小計	公立	私立	小計	公立	私立	小計
上海市	23	96	119	1,449	4,066	5,515	55	201	256
南京市	16	5	21	883	240	1,123	32	11	43
杭州市	5	6	11	251	196	447	10	13	23
天津市	5	9	14	294	285	579	12	12	24
北平市	2	10	12	—	—	—	—	—	—
青島市	7	1	8	—	—	403	—	—	—
漢口市	3	1	4	202	—	202	6	2	8
総計	61	128	189	3,079	4,787	8,269	115	239	354

出所) 張克勤著「国内七市幼稚園教育今昔比較観」『中華教育界』1935年23巻1期所収、190頁より作成

この時期、アメリカのデューイ(John Dewey)やモンロー(Paul Monroe)らの訪中による

プラグマティズムの児童中心主義の教育思想が紹介され、さらにフレーベル (Friedrich Froebel) やモンテッソリ (Maria Montessori) らの教育法が広く採用されるようになった。こうして、当時の就学前教育機関は外国の教育思想の下、ミッション系のものが優位を占め、中国社会の民族的伝統や生活習慣を軽視する風潮がみられたのである。

こうした状況、すなわち中国の就学前教育があまりにも外国を模倣したものであることや、キリスト教中心であることに対する批判が、アメリカで、心理学、教育学をそれぞれ学んで帰国した陳鶴琴、陶行知らを中心として起こった。彼らは外国の模倣から脱却し、中国の伝統、生活習慣を取り入れた中国的就学前教育の研究と実践を展開していった。たとえば陳鶴琴は外国製の教材を廃し、国内で製作したもの、中国の子どもにふさわしいものを提供するよう試行錯誤を重ねた。彼は1924年に南京市内に私営の鼓楼幼稚園を創設し、園長として中国的就学前教育の実践に努力している。1929年には中華兒童教育社を設立し、月刊『兒童教育』を機関誌として発行し、仲間と共に就学前教育の中国化を目ざして活躍した。1930年代初めには全国各地に30の支社、4,000人の会員を擁したという。こうした活動を足がかりとして就学前教育の中国化の全国的展開を目ざしたのである。

一方陶行知は「中国的」「節約的」「平民的」郷村幼稚園（農村幼稚園）の設立を提唱した。1927年に曉莊師範学校を南京郊外に創設。幼稚園師範科および幼稚園を附設して、校長として郷村教育に熱意を注いだ。また都市においても勞工幼稚園（労働者幼稚園）が各地に普及するよう尽力した。

こうした陳鶴琴や陶行知らの幼児教育改造への模索、提言は、当時の国民政府の教育政策にも少しずつ反映されつつあった<sup>11)</sup>。国民政府は1930年に第2回全国教育会議を召集した。この会議では、教育制度・方針・内容など、全般にわたる改革の具体的方策を検討したが、そこで策定された「初等教育改進黨」では幼稚園を普及促進させるために、

- (1) 一切の基準・経費を最低限におさえる
- (2) 幼稚園は市・県立を原則とし、中央および各省が補助費を分担する
- (3) 町・村・私人すべての幼稚園設立を認め、市・県政府がこれを補助する
- (4) 教育部は幼稚園設置基準を制定し、各省・市教育庁は幼稚園設置の最低基準を作る

などとし、その内容・年限・経費などについても詳細に規定した。また1932年には「幼稚園課程基準」が公布された。この基準によれば幼稚園の目的は

- (1) 幼児の心身の健康の増進
- (2) 幼児が楽しく幸せに暮らす
- (3) 人生の基本的習慣の養成
- (4) 家庭と協力しての幼児教育、家庭の改造

とされた。こうして国民政府の一連の就学前教育政策のもとに、幼稚園事業の歩みは、遅々たるものではあったがようやく軌道に乗り始めた。教育部は1939年さらに「幼稚園規程」、1943年には「幼稚園設置方法」を公布するに至った<sup>12)</sup>。

表1-1-3によれば、1929年の幼稚園829か所、園児数約3万2千人から、1936年には1,283か所、園児数約8万人に達している。また経費支出（政府財政支出）も年々増加し約38万元から約3倍の109万元となっている。しかし、1937年の日中戦争の勃発とそれ以降の戦争状態の中で、園数、園児数、経費支出ともに減少していった。幼稚園活動が再び回復するのが1945年以降である。1945年には幼稚園数が1,028か所、園児数約10万6千人と10万人台を回復し、

表 1-1-3 1929—1947 年全国幼稚園発展統計

年度	幼稚園数(所)	在園児数(人)	教職員数(人)	経費(元)
(民国 18 年) 1929	829	31,967	1,580	379,954
1930	630	26,675	1,376	468,320
1931	829	36,770	1,839	610,451
1932	936	43,072	2,056	712,863
1933	1,097	47,512	2,219	828,280
1934	1,124	59,498	2,472	940,769
1935	1,225	68,657	2,443	1,076,225
1936	1,283	79,827	2,607	1,091,459
1937	839	46,290	1,400	431,706
1938	857	41,324	1,491	416,253
1939	574	40,479	946	208,195
1940	302	28,517	973	248,901
1941	367	58,339	789	430,600
1942	592	51,749	1,014	1,108,841
1943	441	46,202	1,021	2,563,361
1944	428	50,941	1,393	4,745,442
1945	1,028	106,248	2,407	45,125,394
1946	1,263	112,792	2,805	—
1947	1,301	130,213	2,502	—

出所) 中国学前教育史編写組編『中国学前教育史資料選』人民教育出版社, 1989 年, 360 頁より作成

1947 年には園数は 1,301 か所, 園児数約 13 万人で順調に増加していったが, 総じて非常に少なかったことがわかる。

#### 4) 旧解放区(辺区)における就学前教育

こうした中央政府を中心とした就学前教育行政の一方で, 歴史的過程で形成された中国共産党支配地域旧解放区では, 社会主義の理想を中心とした中国的集团的保育教育事業が進められていた。これまでみてきたように, 中央政府が進めてきた就学前教育行政の目的は, あくまでも就学前児童教育すなわち「幼児教育」にあり「幼児教育の普及」にあった。しかし旧解放区では「中華人民共和国における子どもの発達と婦人労働を保障する保育制度の直接の淵源は, 中国共産党政権下, 旧解放区の保育事業にあったとするのが正当な理解であり一後略」と一見が指摘するような動きが始まっていたのである<sup>13)</sup>。すなわち就学前児童の発達保障と女性労働支援を目的とした保育教育事業の展開である。

1922 年の「中国共産党第 2 回全国代表大会宣言」以来, 女性解放や児童保護を目的として共産党の政策として, すでに数々の施策が打ち出されていた。1927 年, 江西省革命委員会が公布した「江西省革命委員会行動綱領」によれば, 「文化方面」の第 2 条で, 「一般に未入学年齢の機関(たとえば児童養育院, 幼稚園など)の確立は, 社会教育と婦人の解放を増進することを目的とする」と規定されている<sup>14)</sup>。また 1931 年の「中華ソビエト共和国労働法」では, 第 7 章第 40 条で「工場内に哺乳室や託児所を設立し, 工場が責任を負って人を雇い看護する」という条文も

表 1-1-4 旧解放区における各種類型託幼機関

類型（設立主体）	内 容
寄宿制託幼機関（旧解放区政府／戦時児童保育会）	抗日軍の将兵の子ども、革命家の遺児、被災児童などを保育。大規模かつ比較的恵まれた条件「保育と教育の合一」をスローガンに実物教育法。機関全体で生産労働、作戦への参加も行なう。
全日制保育機関（職場、学校が設立。民営公助型もあり）	各職場、学校単位の所属女子職員、学生の子を保育。母親が当番制で保育する場合もあり。
民営の共同保育	主に農村の女性が労働時間・学習時間を確保するために集資し、組織した。
小学校附設幼稚班	小学校生徒の弟妹などを保育。
遊撃的託児所（各地小学校）	敵の背後で遊撃戦を行なっている戦闘員・幹部の子を保育。移動性大。

出所) 一見真理子著「中国旧解放区における保育事業の展開——陝甘寧辺区を事例として——」教育史学会『日本の教育史学』第37集所収、1994年、149頁より作成

みられる。新中国の幼稚園制度創設の目的、理念や制度普及の方法は、こうした旧解放区保育教育事業の歴史過程の中で次第に形成されていったとみることができよう。

一見は、旧解放区での保育事業の進展は大きく3段階に分かれ「第1段階は保育制度の導入、第2段階は母性保護と託児所設立、第3段階は行政府と地域社会、生産単位などの連携による種の保存」であったとしている<sup>15)</sup>。旧解放区での保育教育事業は、特に1937年以降の日中戦争期に生かされた。日本の中国侵攻は就学前教育にも大きな打撃を与えていた。表1-1-3によれば、中国全体では、1936年には1,283か所、在園児数が7万9,827人であったが1937年には、839か所、4万9,290人に激減し、1944年まではそうした状況が続いている。こうした中、旧解放区では、劣悪な環境条件を克服して、保育院、幼稚園、託児所などが設置され、各種類型の保育教育事業が行なわれた（表1-1-4参照）。戦時下で行なわれていたそれら保育教育事業形態は、新中国成立後、「旧解放区での経験」として就学前教育行政に生かされている。現在に通じている形態を取り上げれば、たとえば寄宿制である。寄宿制託幼（託児所・幼稚園）機関は、戦争や生産労働に赴いた父母の残された児童を集め、宿泊形式で保育教育事業を行なった。寄宿制託幼機関は戦時下の必要に迫られた一時避難的な配慮から生まれた苦肉の策ではあったが、新中国成立後、女性労働などを支援する制度として実施され現在に至っている。さらに工場、学校などが所属の女性労働者、女子学生の児童を対象として保育機関を附設したり、中央政府が行なっていた小学校の附属幼稚班（クラス）なども各地に作られた。また農民などから資金を集め、教育機関を運営する「民営」あるいは「民営公助」の経営形態がやはり旧解放区で生まれている。旧解放区では1945年の時点で約2,100人の児童が公育されていた（「辺区保育工作概況」<sup>16)</sup>。

#### 5) まとめ

1904年の国家による就学前教育機関である蒙養院制度の誕生から、1949年以前の就学前教育事業を概観し、新中国成立後の幼稚園制度との関連性について検討してきたが、次のことが明らかになった。

- (1) 就学前教育制度の制定に際して最初は日本、続いてアメリカの制度を採用し吸収したが、次第に中国の教育思想家らによる中国独自の就学前教育のあり方が模索され、各地で実践さ

れていった。

- (2) 就学前教育機関は、公立、私立などが混在していたが、私立が大半を占めていた。
- (3) 幼稚園の全国発展統計からみても、1949年以前の就学前教育機関には、ごく一部の就学前児童しか通うことができなかった。
- (4) 歴史的過程で形成された旧解放区では、社会主義思想の下、就学前児童の保育教育の保障と女性の解放が掲げられ、そのための各種保育教育事業が行なわれていた。現在の寄宿制度などは、旧解放区がその淵源である。
- (5) 旧解放区で行なわれていた農民集資による民営幼稚園は、新中国成立後の幼稚園の集団所有制経営（集体立）幼稚園の原型である。

## 注

- 1) 唐淑、钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社、2003年、69-70頁  
中国学前教育史编写去組編『中国学前教育史資料選』人民教育出版社、1996年、86頁
- 2) 唐淑、钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社、2003年、83頁
- 3) 中国学前教育史编写去組編『中国学前教育史資料選』人民教育出版社、1996年、93-98頁
- 4) 岡田正章・川野辺敏監修、阿部洋編『世界の幼児教育1アジア』日本らいぶらり、1982年、24頁
- 5) 前掲書106頁
- 6) 前掲書97-103頁
- 7) 前掲書224-226頁
- 8) 五四運動は、1919年5月4日北京の学生の示威運動を契機として展開された反帝国主義、反軍閥の民族運動を指すが、1915年以來の口語運動、儒教批判を中心とした文化啓蒙運動を含めて「五四新文化運動」という（阿部洋前掲書、22頁）
- 9) 岡田正章・川野辺敏監修、阿部洋編『世界の幼児教育1アジア』日本らいぶらり、1982年、24頁
- 10) 白井常著『世界の幼児教育／中国』丸善メイツ株式会社、1983年、198-200頁
- 11) 岡田正章・川野辺敏監修、阿部洋編『世界の幼児教育1アジア』日本らいぶらり、1982年、32-35頁
- 12) 中国学前教育史编写去組編『中国学前教育史資料選』人民教育出版社、1996年、226-230頁
- 13) 一見真理子著「中国解放区における保育事業の展開——陝甘寧辺区を事例として——」教育史学会『日本の教育史学』教育史学会紀要第37集所収、1994年、145頁
- 14) 中国学前教育史编写去組編『中国学前教育史資料選』人民教育出版社、1996年、362-363頁
- 15) 一見真理子著「中国解放区における保育事業の展開——陝甘寧辺区を事例として——」教育史学会『日本の教育史学』教育史学会紀要第37集所収、1994年、157-158頁
- 16) 中国学前教育史编写去組編『中国学前教育史資料選』人民教育出版社、1996年、391-452頁

## 2. 旧ソ連の就学前教育制度の採用

1949年10月中華人民共和国が成立した。9月には、中華人民共和国への移行への準備段階として中国人民政治協商会議が開催された。この協商会議は、開国期において、全国人民代表大会が実施される以前の職務を代行した重要な会議であった。ここで採択された「共同綱領」（暫定憲法の意味をもつ）では、中国のその後の文化教育の方針として「中国の文化教育は、新民主主義、民族、科学、大衆のための文化教育である」ことが明確に示されている（新民主主義とは社会主義的改造が未完成である過渡的段階の政治体制を表わしている）<sup>1)</sup>。

中華人民共和国が成立すると、就学前教育制度も新たな確立をみることになったが、従来の幼稚園制度とはその理念、内容、実施方法などすべての面で、著しく変わる事となった。

1) 第1回全国教育工作（業務）会議における旧ソ連の教育経験の採用の提唱<sup>2)</sup>

建国の初期には、新中国では社会主義的経験は乏しかった。こうした中で1949年末、第1回全国教育工作（業務）会議が開催された。政府の総括報告の中で、最初に全国教育関係者に対して、「教育事業は、旧解放区での経験の基礎の上に、ソ連（旧ソ連）の教育経験を学び、新教育を建設していく」という方針が明確に提唱された。この政府方針を受けて、その後新中国と旧ソ連の就学前教育関係者の交流が活発に行なわれるようになった。

1950年9月には旧ソ連で就学前児童教育を専門としていた戈林娜（Gelinna）（ガリンナ）が、北京師範大学教育系（教育学部）に、教員として招聘された<sup>3)</sup>。彼女は旧ソ連で中国に最も早く着任した就学前教育専門家の1人である（いま1人は教育学専門のカル波（Kaerbowa）（カーボワ）である）。戈林娜は、北京師範大学の教員として招聘された。重要な点は政府教育部の幼児教育顧問としてもまた招請を受けたことである。

彼女は北京師範大学で、就学前教育専門の本科生（学部生）に講義を行なった。また全国の大学、幼児師範学校、幼稚園および各級教育行政部門の教師と幹部を集めた研修クラス、専修科などで講義を行なっている。さらに北京市内で幼児教育講座を開設するなど、活発な活動を行なった。

こうした活動の一方で、戈林娜の指導の下に1951年教育部が制定した「幼稚園暫行教学綱要（草案）」、「幼稚園暫行規程草案」が1952年に施行された<sup>4)</sup>。この「教学綱要（草案）」及び「規程草案」は、中国の幼稚園制度の基礎を築いたものである。こうした旧ソ連の就学前教育専門家による基本的な幼稚園制度制定への参与は、まぎれもなく、新中国の就学前教育制度が旧ソ連の制度の影響を受けたことを示しているといえよう。

## 2) 旧ソ連の「幼稚園規定」の影響

旧ソ連では、1917年のロシア革命（2月革命、10月革命）以降、高度な教育制度体制の確立を目ざしていた。就学前教育制度に関しては1944年に「幼稚園規定」<sup>5)</sup>が、ロシア共和国教育人民委員部の承認で公布されている。この「規定」によれば、第1章「総則」第1条で「幼稚園は3歳から7歳までの子どもたちを、社会が責任をもってソビエト的に教育していく国家施設であって、子どもたちの全面発達と教育とを保障することを目的とする。同時に幼稚園は、母親である女性が、生産活動、国家的行事、文化的生活、社会的・政治的活動に参加できるように援助するものである」とされている。この条文から、就学前児童の全面発達と教育保障、同時に女性に対する生産労働をはじめとした各種活動参加への支援が、幼稚園の目的、理念の骨子であることがわかる。こうした旧ソ連の幼稚園の理念、目的は、後に述べる新中国の幼稚園制度の中に生かされた。

さらに、第3章「幼稚園の構成」第13条では、「子どもたちが幼稚園にいる時間は、父母の要求に応じて、1日10～12時間とする」。あるいは第17条「幼稚園は、休日および祝祭日として国家が共通に制定した日を除いて、年間無休とする」など、長時間にわたる在園時間、長期休暇の非設定などを規定しているが、新中国の「幼稚園暫行規程草案」でも8-12時間の在園時間、夏期、冬期休暇をとらないことなどが同様に規定されている。

3) 1950年代の凱洛夫（Kailuofu）（カイーロフ）教育思想などの影響<sup>6)</sup>

1950年代の中国では、凱洛夫の「教育学」が一時盛んになった。凱洛夫の教育思想は当時の

中国教育界で、旧ソ連の代表的教育思想として受け止められていたのである。凱洛夫「教育学」が新中国の学校教育と就学前教育に及ぼした影響は、はかりしれないものであった。当時はさらに旧ソ連の『幼稚園教養員工作指南』『私的児童工作経験』などの本が翻訳された。教育部はこの2冊の本を幼稚園学習参考書として指定した<sup>7)</sup>。

#### 4) 集団主義思想, 愛国主義思想, 労働中心主義思想

「わたしたちのソビエト教育にとってなくてはならない第一の形式は集団です。わたしたちの教育の課題は、集団主義者を育成することにあります。」<sup>8)</sup>などとして集団主義の教育を重視したマカレンコの集団主義思想<sup>9)</sup>は、愛国主義思想, 労働中心主義思想とともに、社会主義的人間形成を就学前保育教育の目標に掲げた新中国の幼稚園行政の理念形成に大きな影響を与えた。たとえば、1951年に制定された「幼稚園暫行教学綱要(草案)」では、次のような項目がある。「幼稚園の重要な任務の1つは、愛国主義と国民公德教育などを通じた教育である。幼児の道徳品性を養う。この任務を達成するために、幼稚園教師は次の基本的条件を重視しなければならない。(1)幼児に集団主義精神をつちかう。たとえば：幼児に集団生活を経験させる。規則を遵守し、善悪を分別し、父母を敬愛し、目上の者を尊敬し、仲間と団結し、互いに助けあうなど。(2)幼児に愛国主義をつちかう。たとえば：革命節を祝い、国旗、国歌、紅星、首都(天安門を代表とする)、人民指導者、人民解放軍、援朝人民志願軍、兄弟民族、世界各友好国家の幼児と人民などを敬愛するなど。(3)幼児に労働を中心とした労働愛、人民愛、科学愛、公共財物愛護などの国民公德心をつちかう。たとえば：労働習慣—自分でできることは自分でする；労働人民を敬愛する；細かく観察し植物を養う、動物を飼育する、物の効用を分別する；すべての公共物品、公共場所を大切にし、保管するなど。」

こうした新中国成立の初期における「旧ソ連の理論と経験の学習」への傾斜は、新中国の就学前教育体制に大きな影響を与えたといえよう。

#### 5) まとめ

- (1) 1949年の第1回全国教育工作会议で、「旧解放区の経験の上に、旧ソ連の経験を取り入れる」ことが正式に発表され、旧ソ連の就学前教育がモデルとされた。
- (2) 幼稚園制度の根幹である教育部制定の1951年「幼稚園暫行教学綱要(草案)」, 1952年「幼稚園暫行規程草案」は、旧ソ連の就学前教育専門家の指導の下に策定された。
- (3) (1), (2)から、新中国成立の初期には、就学前保育教育制度の理念、目的、方法、保育教育内容などの形成に、旧ソ連の影響が大きかった。

#### 注

- 1) 唐淑, 钟中华主编『中国学前教育史』人民教育出版社, 2003年, 299頁
- 2) 前掲書, 299頁  
车映雪著『新中国幼儿教育变革与发展』重庆大学出版社, 2004年, 39頁
- 3) 唐淑, 钟中华主编『中国学前教育史』人民教育出版社, 2003年, 299頁
- 4) 前掲書, 302頁
- 5) 川野辺敏, 柴田義松編『資料ソビエト教育学』新読書社, 1976年, 542-554頁
- 6) 唐淑, 钟中华主编『中国学前教育史』人民教育出版社, 2003年, 299頁

- 7) 前掲書, 303 頁
- 8) 川野辺敏, 柴田義松編『資料ソビエト教育学』新読書社, 1976 年, 142 頁
- 9) アントン・セミョーノヴィチ・マカレンコ (1888-1939)。ウクライナの労働者の家庭で生まれた。教師であったマカレンコは, 1927 年ハリコフ市郊外の「児童労働コムーナ」の組織に参加し, 後にコムーナを管理した。青少年の集団的教育と生産活動を結合する社会主義教育を実践した。マカレンコは「集団における, 集団を通しての, 集団のための教育」を教育の理想的形式と考え, いわゆる「集団主義」教育を主張した。(前掲書, 120-121 頁)

### 3. 幼稚園の理念と制度の形成

#### 1) 幼稚園制度から幼児園制度へ

1949 年 10 月の中華人民共和国成立直後の同年 11 月に中央人民政府教育部が成立した。1951 年 10 月には, 政務院令により, 「学制改革に関する決定 (以後「学制改革」と略称する) が制定され施行された。この学制改革は, 第 1 部分が幼児教育, 第 2 部分が初等教育, 第 3 部分中等教育, 第 4 部分高等教育, 第 5 部分各級政治訓練班から構成され, 幼児教育が教育制度の基礎的部分として確立することとなったのである<sup>1)</sup>。

学制改革の幼児教育の項目では, 「幼児教育を実施する組織を幼稚園とする。幼稚園は 3 歳から 7 歳までの幼児を収容し, 彼らに, 小学校入学前の心身の健全な発達を獲得させる。幼稚園は都市で優先的に設立し, しかる後逐次普及していかなければならない」とされ, 幼稚園の目的, 条件の整っている都市からの普及が述べられている。ここに 1922 年以来使用されてきた「幼稚園」は「幼児園」に改称された。

新中国では, 初めて初等教育司の下に幼児教育処 (所) が設置された。初代処長に任命されたのは張逸園である。張逸園は労働者や農民に門戸を開くために, 長期にわたって踏襲されてきた幼稚園制度の改革に着手した。たとえば, 幼稚園の園児募集に際して試験制度を廃止したり, 労働者あるいは世話をする者がいない家内労働者の児童を優先して入園させた。夏期, 冬期休暇制度を廃止し, 幼児の在園時間を延長した。この他経済困難な家庭の幼児に対して, 徴収費の減免, 優遇措置などの政策を実施した<sup>2)</sup>。張逸園や先の旧ソ連の幼児教育専門家戈林娜 (Gelinna) (ガリンナ) などを中心として初期の幼稚園制度が形成された。ここでは張逸園の報告「新中国幼児教育の基本状況と方針<sup>3)</sup>」に基づいて, 制度形成当時の状況, 基本的な考え方をみてみよう。

1951 年前後の幼稚園の状況については「1951 年の幼稚園の状況としては, 入園児童に大きな変化がみられる。過去の幼稚園は, 殆どが資産階級へのサービスだったが現在は一般の労働者, 農民へのサービスとなっている。特に工業地区, たとえば東北, 上海, 天津などで幼稚園が増加している。また幼児の在園時間は概ね 9 時間から 12 時間で, 労働者の児童が全入園児に占める割合は約 67%である。」と, 幼稚園の実際が, 労働者支援に向かっているとの認識を示している。

また幼稚園での教育をどのような理念の上に構築したのか。「幼稚園の教育面ではいくつかの改革をした。まず過去の単純な児童本位の個人主義思想教育を改めた。集団主義を重視し, 五愛など国民公德心の養成を重視した。教材選択については, 幼児が受ける能力とぴったりあうものを与え, 併せて環境, 実物など多種多様な方法を利用して, 幼児の興味を啓発することを強調した。たとえば北京分司庁幼稚園は幼児に稲刈りなどの労働を見学させ, 労働を愛する教育, 労働人民を愛する教育を行なっている。1950 年には各地の幼稚園はすべて愛国主義教育を行なっている。」として, 個人主義を排し, 集団主義, 労働の尊重, 愛国主義を保育教育の基本に置くこ



とを強調している。

新中国幼児教育行政の方針については「当面の幼児教育工作方針は、各地区の異なった状況、都市農村の差異に基づかなければならない。計画をもって進み整備し、向上していく。強固な基盤を築くため、積極的に幼児教育教師を養成する。すなわち3年から5年以内に幼稚園教師短期訓練と在職学習訓練を充実させる。「幼稚園教学綱要(草案)」に基づいて、教材問題を解決し、将来的に見込まれる幼稚園の大量発展を準備する；発展の重点はまず工業地区企業部門に置き、次に機関、学校、郊外農村へ拡大していく。私人経営幼稚園を奨励し指導を強化する。公営私営が両立し、公平であることが原則である。その他民主婦女連合、労働組合、青年団、救済会などが幼児教育を推進し発展させていくようにする」として、実際状況、すなわちすでに存在する各地区の差異、都市と農村の差異から出発し、また、幼稚園の性質上、労働者が集中する企業部門から拡大し、政府機関、学校、農村へ拡大していく方針を明らかにしている。さらに私人やその他の団体が積極的に幼稚園経営に関わっていくことを奨励している。

また新中国幼稚園の任務は「新民主主義教育方針に基づいて幼児を教育し、彼らの心身に小学校入学前の健全な発達を獲得させる；同時に母親の幼児に対する負担を軽減し、母親を自由に政治的、経済的、文化教育のおよびその他の社会生活に参加できるようにする。幼稚園制度はこの任務を実現するために次のように定めた：幼稚園は全日制とし、冬期夏期休暇をとらず、分散設置を原則とする。過去のすべての過った観点と方法（たとえば幼稚園が大都市の金持ちの住宅地に集中する、学校と同じように冬期夏期休暇をとる、知力検査などを行なって幼児を募集する）などを改革する。幼稚園では初歩的な体、知、徳、美全面発達の教育を行なう；その基本的な任務は幼児の健康と生理的な正常発達の保護である。幼児に基本的衛生習慣を養い、その栄養面を重視し、身体を鍛え、抵抗力を強化し、感覚器官と言語基本能力の正確な運用を養う。幼児の視野を広げ、幼児の愛国思想、国民公德、誠実、勇敢、団結、友愛、規律遵守、礼儀など、よい品性（道徳的価値を基準とした性格）と習慣を会得させる。さらに美を愛する心、想像力および創造力を増進させる。」としている。さらに幼稚園の方針として「(1)幼稚園は全日制で、冬期夏期休暇をとらないことを原則とする：半日制では、母親の労働支援は無理であり、寄宿制は、経済的に困難である。冬期夏期休暇は、母親の労働支援を阻害する。幼稚園の教職員は交代で休暇をとり、冬期夏期休暇は実施しない。(2)単元教学を排除する：単元教学は資本主義社会の教育学説を反映している。すなわち児童本位であり、児童の興味を強調し、個人自由主義を養成することになるために排除する。(3)識字教育を行わない：幼稚園教育は正式な学校教育ではない。就学前教育である。識字教育は小学校の任務であり、幼稚園では勉強は不適當である。また幼児の健康と全面発達に影響する。(4)全面発達教育の内容は、体育（日常生活と遊びを包括する）を通して、言語（昔話、童謡を含む）環境認識、図画工作、手工（細工）、音楽、計算など各種活動について行なう。また全体的、系統的に行なう。教条主義的方法は排除する。」などとしている。こうした基本的な考え方の上に、次に述べる幼稚園制度が構築された。

## 2) 幼稚園の理念と制度形成

1951年には「幼稚園暫行教学綱要(草案)」が制定されたが、これは、幼稚園の教育内容や教育方法を詳細にまとめたものであり、幼稚園で実施されるべき統一的な基準を示したものであった。「綱要(草案)」の「総則」では、幼稚園では保育、教育を行なうとして、保育という言葉が加えられている。すなわち学制改革によって幼稚園は公教育として位置づけられたが、実際には

保育，教育を行なう場であることが明確にされた。

同年1951年に制定され52年に施行された「幼稚園暫行規程草案」では，幼稚園の設置や業務に関する詳細な規定がなされた。全8章43条からなるこの「規程草案」（総則，学制，設置，指導，教育原則，教育活動項目，入園，卒園，組織，編成，会議制度，経費，設備および附則）は，時代の進展により多少の変更はあるが，その後の中国の幼稚園制度の根幹をなすものであった。この「規程草案」の「総則」第2条では，幼稚園の任務を，「新民主主義教育方針に基づいて幼児を教育し，彼らの心身に小学校入学前の健全な発育を獲得させる。同時に母親の幼児に対する負担を軽減し，母親が政治生活，生産労働，文化教育活動などに参加できる時間をもつ便宜を図る」とされている。すなわち幼稚園は幼児の心身の健全な発達保障に対する保育教育保障と同時に，女性の生産労働や政治的，文化教育的活動参加を支援し，具体化・現実化するものとして位置づけられた。

さらに1954年「中華人民共和国憲法」が制定された。憲法第3章「公民の基本的権利および義務」第94条では，教育を受ける権利，第96条では，女性が政治，経済，文化，社会および家庭生活各方面で男性と平等な権利を享有することが規定された。

### 3) 幼稚園制度の主な内容

表1-1-5は「幼稚園暫行規程草案」の主要な部分をまとめたものである。この「規程草案」からは次のことが明らかである。

- (1) 女性の就労時間などへの対応から在園時間は8～12時間と弾力的に定められた。
- (2) 労働形態により長期勤務，夜間勤務に従事しなければならない女性労働者，労働者の学習参加支援などの諸事情を考慮して寄宿制度が導入された。また農業など第1次産業に従事する女性労働者の事情を考慮して，季節性形式が取り入れられた。
- (3) 私営の経営形態が認められていた。
- (4) 幼稚園の経費，設備については，市，県など教育部門経営幼稚園は地方の教育費予算から統括して支出されることが規定され，その他の公営，私営幼稚園の費用は設立者あるいはその理事会が供給することとされた。雑費，給食費は利用者から徴収することができ，私営幼稚園は学費の徴収が認められた。
- (5) この「規程草案」では，教養員という言葉が使われているが，教養員とは幼児に対して全面的に教養に責任を負う者，すなわち教師を指している。

### 4) 託児所と幼稚園の責任区分

3歳以上を対象とする幼稚園は，教育部が主管することとなった。一方3歳以下の児童に対しては，衛生部が主管し，託児所が対応することとなった。1956年に「託児所，幼稚園の若干の問題に関する教育部，衛生部，内務部の共同通知」<sup>4)</sup>が出され，託児所，幼稚園の責任区分が明確にされた。

この通知によれば，「託児所と幼稚園は年齢によって区分される。満3歳以下の児童を収容する機関は託児所とし，満3歳から6歳までの児童は幼稚園で収容する」としている。しかし満6歳までの児童を託児所で収容している場合は，「満3歳以上の児童が多い場合は，幼稚園と改称して，託児班（クラス）を附設する。あるいは託児所のまま幼児班を附設する」とされた。また「託児所の各業務は衛生部門が指導するが，幼児班は教育行政部門が業務指導を行なう」ことと

表 1-1-5 幼稚園制度の主な内容 (1952年施行「幼稚園暫行規程草案」抜粋)

項目	条文内容	対応条目
対象年齢	幼稚園は満3歳から満7歳までの幼児を基準とする。	第2章第4条
在園時間	幼稚園は全日制を原則として、1日の在園時間は8時間から12時間とする。	第2章第5条
幼稚園形式 寄宿制幼稚園 季節性幼稚園	寄宿制幼稚園設置によって、幼児の食事と宿泊の介助を提供し、幼児の父母の業務に便宜をはかる。 季節性幼稚園(或いはクラス)設置によって、農業、遊牧、漁業、及び養蚕業などの地域の女性が、生産労働に従事できるよう便宜をはかる。その取り扱い時期など具体的な方法は市や県の人民政府の規定による。	第2章第6条
幼稚園の長期休暇	幼稚園の始業や休暇は小学校のスケジュールに基づくが、女性の労働に便宜をはかるため、基本的には夏期冬期休暇は実施しない。	第2章第7条
幼稚園の設置、指導	① 市、県の幼稚園の設立、変更、停止は市、県人民政府教育行政部門が決定する。 ② 大衆幼稚園の設立、変更、停止は区、郷、鎮、村、街人民代表会議が決議し、市、県人民政府教育部門に報告し、記録にとどめる。 ③ 機関、団体、学校、公営企業の幼稚園設立、変更、停止は上級の審査認定を受ける。併せて所在する市、県の人民政府教育行政部門に報告し、記録にとどめる。 ④ 私人と、私人団体の幼稚園設立、変更、停止は私立学校管理暫行方法に基づいて処理する。	第3条第9条
班(クラス)編成基準	幼稚園は小班、中班、大班に分ける。小班は3-5歳までの幼児、各班15-25人までを原則とする。中班は5-6歳までの幼児、大班は6-7歳までの幼児で、各班20-35人までを原則とする。	第6章第26条
幼稚園の責任	幼稚園は園長責任制を実施する。	第6章第27条
各班の責任	幼稚園は各班教養員責任制を実施する。	第6章第29条
幼稚園の経費、設備	市、県設立の幼稚園の費用は市、県人民政府が地方教育事業費内で統括して支出する。その他の公営、私営幼稚園の費用は設立者あるいはその理事会が供給する。	第7章第35条
幼稚園の予算、決算	市、県設立の幼稚園経費の予算、決算は市、県人民政府教育行政部門が審査し認可する。その他の公営、私営幼稚園経費の予算、決算は設立者が決定し当地教育行政部門に報告し記録に載せる。	第7章第36条
幼稚園の雑費、給食費の徴収	幼稚園は雑費、給食費の徴収を原則とする(私営幼稚園は学費を徴収できる)。その具体的方法は、省、市教育行政部門が規定する。	第7章第37条

出所) 中国学前教育研究会編『中華人民共和国幼児教育重要文献集編』北京師範大学出版社、1999年、49-55頁より作成

され、同じ園内、所内にあっても衛生部、教育部のそれぞれの管轄に分けて管理されることとなった。

託児所と幼稚園は年齢による区分のみで、託児所は公教育としての位置づけはないが、保育、教育が行なわれる機関とされた。この「通知」から推察すれば、制度創設当時は、幼稚園にも託児所にも規定年齢外の児童が収託されており、それらを整理するためにも、上記の「通知」が出されたのではないと思われる。

5) 幼稚園教師養成<sup>5)</sup>

幼稚園事業を進める上に幼稚園教師の養成は重要な課題であった。1951年8月、教育部は第1回全国師範教育会議を開催し、当面の師範教育方針として、正規の師範教育と大量の短期訓練を結合する方式を採用する方針を提案した。短期訓練方式は多種多様でかつ迅速に進めることが求められた。正規の師範教育に対しては、調整、整理を行ない各級師範学校を発展させる必要があった。この時期は教育部としては不本意ではあったが、質よりも量を求めざるを得なかった。今後見込まれる幼稚園の拡大発展に対応するためには、早急に教師養成を行なう必要があったのである。

1952年7月に出示された「師範学校暫行規程」では、幼稚園教師養成機関を幼児師範学校と称することとされた。師範学校は幼児師範科、速成班、短期教師訓練班などを附設する。中級師範学校の学生募集は30歳以下の中学校卒業生あるいは同等の学歴をもつ者で、学業年限は3年間とされた。また初級師範学校は25歳以下の学校卒業生、あるいは同等の学歴をもつ者で、学業年限は3-4年とされた。正規の幼児師範学校は、幼稚園の新教師の養成訓練と在職教師の養成訓練の二重の任務を引き受けた。

1952年に教育部から試行的に公布された「高等師範学校（師範大学）に関する規定」では、師範大学が設置する教育学部は学前教育（就学前教育）課程を分けて設置し、中等幼児師範学校の専門課程教師を養成することが指示された。教育部は院系調整（大学、学部、学科などの調整）に基づいて、いくつかの大学の関連する専門課程を分散し、合併して学前教育専門課程あるいは幼児教育学科を調整し、体制を整えた。

こうして、幼稚園の目的や任務、基本的幼稚園制度が形成された。また教師養成も喫緊の課題として、取り組まれることとなった。この後、漸進的に全国的に幼稚園事業が発展していくこととなった。

## 注

- 1) 中国学前教育研究会編『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』北京师范大学出版社、1999年、43-48頁
- 2) 唐淑、钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社、2003年、299-300頁
- 3) 中国学前教育研究会編『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』北京师范大学出版社、1999年、481-483頁
- 4) 前掲書、75-78頁
- 5) 唐淑、钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社、2003年、305-307頁

## 第2節 社会主義計画経済政策の進展と幼稚園経営の国営・公営への収斂

前節からも明らかなように、新中国の幼稚園行政は、教育（就学前児童の教育保障）と福利（女性の就労支援）という二重の任務を担って進められ、幼稚園事業の発展は、教育政策、経済政策、労働政策と深く結びついていった。本節では特に経済政策、労働政策との関わりで、幼稚園行政を考察していきたい。

新中国成立後の、1949-1952年は国民経済復興期とされている。その後1953年には社会主義的改造と社会主義建設段階に入ったとされている。社会主義的改造により、中国の経済体制は全人民所有制、集団所有制へと移行した。それにともなって幼稚園経営もまた国営（全人民所有制）、公営（集団所有制）形態へと収斂していった。国民経済発展第1次5か年計画が実施された1953-1957年には社会主義的改造は概ね終了した。この時期、農業、手工業と資本主義工商業

の社会主義的改造が基本的に完成した。1958-1962年は第2次5か年計画期であったが、「大躍進政策」の発令により中断され、「大躍進政策」自体も自然災害、政策の失敗により不調に終わった。しかし、「大躍進政策」による人民公社化や女性労働者需要の増大にともなって、急速な幼稚園の集団的保育教育化が進んだ。ただし、これも「大躍進政策」の不調により収束していった。1963年から第3次5か年計画が始まったが、3年後の「文化大革命」により中座した。こうした経済政策の大きな振幅は幼稚園や園児数の急激な増加や減少をもたらすなど、幼稚園行政にも直接影響を与えることとなった。

### 1. 国民経済復興期と私立幼稚園の接收

1950年12月、中央人民政府政務院（国務院の旧称。1949-54年まで使われた）は「アメリカ経営による文化教育救済機関および宗教団体接收の処理方針に関する決定」と「外国経営と外資経営による文化教育救済機関接收および宗教団体登記条例」を發布した<sup>1)</sup>。1951年から政府による接收管理が始まったが、さらに1952年の院系調整（単科大学、学部などの調整）により大学をはじめとしてすべての段階の学校が公立と改められた。幼稚園は各省市教育庁、局が直接処理し、接收の過程ですべて公営と改められた。教育部門と婦女連合、内務部門は共同で外国人が設立していた孤児院、慈幼院、育嬰堂などを接收した<sup>2)</sup>。

こうした私立の就学前機関の接收の一方で、行政指導により、幼稚園事業の発展はまず工場、企業部門に幼稚園を設立することから始まった。次に政府機関や学校、都市近郊の農村へ、部隊（中国では、軍隊にも幼稚園が設置されている）の幼稚園設立へと拡大していった。教育部統計によると1949年から1952年までの全国各類型幼稚園発展状況は次の通りである（表1-2-1参照）。

表1-2-1によれば、1949-1952年の4年間で幼稚園数は5倍、在園児数は約3倍となった。教育部門による幼稚園経営は1949年から引き続き増加している。企業などその他の部門による幼稚園の設立が1952年から統計上に現われてきた。また私立などは接收され私営は姿を消した。この後集団所有制による集団立が増加していくこととなった。

表1-2-1 1949-1952年経営形態別幼稚園数、在園児数推移

年度	幼稚園数（万所）				在園児数（万人）			
	合計	国営		* 民営	合計	国営		* 民営
		教育部門立	** その他の部門立	私立から集団立へ		教育部門立	** その他の部門立	私立から集団立へ
1949	0.13	0.08	—	0.05	13.00	9.30	—	3.70
1950	0.18	0.12	—	0.06	14.00	8.80	—	5.20
1951	0.48	0.32	—	0.16	38.20	25.50	—	12.70
1952	0.65	0.45	0.03	0.17	42.40	28.70	2.70	11.00

注) \* 民営はそれまでの外国系私立が教育部門に接收されて教育部門立の公営となり、その後集団立の公営へと性質を変えていった。\*\* その他の部門立とは企業、事業、工場、鉱山、機関、学校、部隊など国営企業、事業体単位経営を指す。

出所) 唐淑、钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社、2003年、308頁より作成

表 1-2-2 1953-1957 年経営形態別幼稚園数, 在園児数推移

年度	幼稚園数 (万所)				在園児数 (万人)			
	合計	国営		公営	合計	国営		公営
		教育部門立	その他の部門立	集団立		教育部門立	その他の部門立	集団立
1953	0.55	0.39	0.05	0.11	43.00	29.20	4.30	9.50
1954	0.63	0.40	0.10	0.13	48.40	29.70	7.90	10.80
1955	0.71	0.37	0.16	0.18	56.20	31.30	12.00	12.90
1956	1.85	0.45	0.25	1.15	108.10	39.20	18.50	50.40
1957	1.64	0.44	0.34	0.86	108.80	39.00	25.90	43.90

出所) 唐淑, 钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社, 2003 年, 310 頁より作成

## 2. 第 1 次 5 か年計画経済政策 — 女性労働力需要の増大と幼稚園

### 1) 女性労働者数の増加

国民経済発展第 1 次 5 か年計画は, 1953 年から始まった。1949 年当時女性労働者 (職工) 数は約 60 万人であったが, 1949-1957 年までの 8 年間に 328.6 万人に増加した。約 5.5 倍である。1952 年以降の年平均増加率は 12.7% であり, 労働者総数に占める割合は 7.5% から 13.4% に上昇した<sup>3)</sup>。こうした女性労働者数の増大を一面で支えたのは, 幼稚園事業の発展であった (表 1-2-1, 2 参照)。幼稚園数は 1949 年の 0.13 万か所から 1957 年には 1.64 万か所で, 約 12.6 倍, 園児数は 13 万人から 108.8 万人の約 8.4 倍となっている。

### 2) 第 1 次 5 か年計画経済政策と幼稚園事業の発展

政府は第 1 次 5 か年計画の中で, 幼稚園事業に対して, ①保育事業を安定的に発展させること。②5 年以内に可能な条件に基づいて, 適切に幼稚園を発展させること。③都市では機関, 団体, 企業単位と大衆団体が, 農村では農業生産合作社が幼稚園を設立することを提起した。1955 年 1 月には国務院が「工場, 鉱山, 企業設立経営による中小学校と幼稚園に関する規定」<sup>4)</sup>を公布した。この「規定」では独立或いは連合で幼稚園を設立することが奨励されている。また 1956 年 2 月には教育部, 衛生部, 内務部から「託児所, 幼稚園の若干の問題に関する連合通知」<sup>5)</sup>が出され, 可能な限り積極的に託児所, 幼稚園を発展させることや, 教育部門が幾つかのモデル幼稚園を設立することが提起された。この「連合通知」では, 中国の幼稚園事業の発展方針, 指導関係および幹部養成問題などに関して決定が出された。各種託児所, 幼稚園の指導体制は「統一指導, 分級管理」が原則とされた。また「連合通知」では, 次のように, 託児所と幼稚園の指導管理体系を明確にし, 託児所と幼稚園の指導と管理を強化することや, 託幼事業の健全な発展を保障している。

- 1) 各種託児所, 幼稚園経費, 人事, 建物設備と日常行政事務はすべて主経営単位 (教育行政部門, 工場, 鉱山, 政府機関, 団体, 部隊, 学校, 大衆など集団) が各自管理責任を負う。
- 2) 関連方針, 政策, 規則, 制度, 法令, 教育計画, 教育内容, 教育方法, 児童保健などの業務について, 託児所は統一して衛生行政部門が指導する。幼稚園は統一して教育行政部門が指導する。
- 3) 主経営単位は当地の衛生部門あるいは教育行政部門に報告業務を行なわなければならない。主経営単位は託児所, 幼稚園に対して定期検査を行ない, 問題の解決に協力する。

4) 衛生, 教育行政部門は託児所と幼稚園に分けて經常の監督および重点検査を実施し, さらに良好な託児所, 幼稚園にモデル任務を負わせる。

さらに1958年9月, 中共中央, 國務院は「教育工作に関する指示」で, 次の通り党と国家の一連の教育方針を示した。

「教育は無産階級のための政治サービスである。教育と生産労働を結合する。この方針実現のために教育業務は党が指導しなければならない」。この教育方針に基づいて幼稚園の保育教育もまた党と国家の教育方針を貫徹しなければならないこととされた。まず幼児育成の目標として, 幼児の特徴である体, 知, 徳, 美全面発達の方針を定め, 次に幼児に労働教育を強化することとされたのである。

一方幼稚園の教師陣の養成もこうした幼稚園の発展に迅速な対応が求められた。1950年代には師範教育が非常に発展し, 1958年には全国幼児師範学校は1,028校に上っている<sup>6)</sup>。第1次5か年計画経済期間の幼稚園発展状況は表1-2-2の通りである。

表によれば, 1957年全国幼稚園は1.64万か所, これは1952年比1.52倍である。在園児数は108.8万人で1.56倍となった。その他の部門(工場, 鉱山, 企業事業単位, 政府機関, 学校, 団体など)の経営幼稚園は10.3倍になり, 在園児数は8.6倍となった。公営(集団経営)幼稚園(都市, 町の街道設立幼稚園, 農村の社隊設立幼稚園)は4倍に, 在園児数は3倍になった。こうした幼稚園数の拡大のみならず, 幼稚園開設形式も, 全日制, 寄宿制, 半日制, 季節性, 臨時性などと弾力的により利用者に配慮しつつ多様化されていった。

### 3. 大躍進政策 — 幼稚園急増の背景とその後の調整

#### 1) 大躍進政策による幼稚園の急激な変化

##### (1) 計画経済政策期における教育観および労働観 — 教育と労働の結びつき

1958年, 中国は国民経済第2次5か年計画期に入った。こうした背景の中で, 1958年5月, 中国共産党第8期全国代表大会第2回会議で「強い意気込みをもち, 常に高い目標をみざし, 多く, 速く, 立派に, むだなく社会主義を建設する」ことを目的とした社会主義総路線案が通過した。大躍進運動と農村人民公社化運動が発動された。幼稚園行政の方面では, 「大躍進政策」は主として幼稚園事業の大発展と寄宿制を中心とする園経営方針が明らかにされた。早期の就学前保育教育の社会化と全託化(寄宿制化)の実現が目ざされたのである<sup>7)</sup>。

こうした就学前保育教育の社会化と全託化が目ざされた背景には, 女性労働力需要が高まることが十分見込まれていたことであろうが, 教育と労働の結びつきについて, 毛澤東や党中央の明確な意識があったことが明らかである。ここでは, この時期の教育と労働, 労働に対する考え方, 大躍進政策によって, 一時期の急激な幼稚園の増加がもたらした影響などについて考えてみたい。

たとえば, この前年の1957年に, 毛澤東は論文「人民内部の矛盾を正しく処理する問題に関して」の中で, 「われわれの教育方針は, 教育を受ける者が, 徳育, 知育, 体育の各方面で発達し, 社会主義的自覚と文化を身につけた労働者になるようにすることでなければならない」との教育方針を明確にした。また「われわれの党と国家が変色しないことを保証するためには, 正しい路線と政策が必要であるばかりでなく, プロレタリア階級の革命事業の後継者を何百万何千万となく養成し, 鍛練する必要がある」とも述べている<sup>8)</sup>。

さらに全面的に発達した共産主義的人間を育むためには, 教育と労働を結びつかせることが必要である, との方針を党中央は示している。この方針をつらぬいた時はじめて, 人民全体の教育

は普及し向上し、頭脳労働者と肉体労働者のもつびつな面がしだいに克服されて、すべての人が万能手（何でもできる働き手）になれるとの見解である。

この時期の中国の労働観などについて、半月刊『中国青年』1958年度、20・21号連載の「共産主義とは何か、どのように共産主義を迎えるのか」という論文（篠原則省訳代表）から抜粋してみたい<sup>9)</sup>。

労働観については、「労働は人生にとって第一義的なものとなる。労働は、共産主義社会では、もはや金をもうけて飯を食うためのものではない。何よりも共通の利益のために働かなければならないということ、誰もが自覚している。共産主義社会の労働は私有制社会の労働とまったく異なり、労働は食うための方便ではなくなり、いやいやながらの重荷から楽しみに変わり、人生にとって第一義的なものになる。」また、「共産主義の社会ではすべての人が働かなければならない。共産主義になっても、すべての人が労働（肉体労働を含めて）にたずさわらなければならない。というのは、労働は人類生存の必須条件であり、たとえ共産主義社会では高度の科学的・文化的水準に達するとしても、もし労働が行なわれなければその一切はやはり消え失せてしまう。したがって、共産主義社会では、労働は依然として非常に重要なことだからのである。」と共産主義的労働観が強調されている。こうした労働観はもちろん女性にもあてはまるのであって、このためには「婦人は徹底的に解放され、子供は社会によって育てられる。」ということが重要になってくる。こうした考え方から、大躍進政策期には人民公社化に伴って急激な幼稚園数の拡大が図られたとみられる。

大躍進政策期の家事、育児の社会化の一面は次の文章からうかがうことができる。

「婦人を家事労働から解放しよう」

「生産が大躍進し、とりわけ人民公社があまねく設立されるにつれて、婦人と家庭の生活にも根本的な変化がおこった。すなわち、広範な農村から都市に至るまで、至る所に公共食堂が作られ、託児所・幼稚園・幸福院（老人ホーム）、さらに寄宿制小学校に至るまで、すべてが発展している。これらはすべて、人々の生活が集団化に向かう始まりであり、とりわけ広範な婦人が徹底的な解放をかちとるため欠くことのできない条件である。われわれはその重要な意義を決してなおざりにしてはいけない。

家事労働を集団化し、社会化して、新しい、集団生活を確立したことは、人々に多くの利点をもたらしたが、その最も重要なものは次の2点である。

まず、多くの婦人がわずらわしい家事労働から解放されて、怒濤のような社会主義建設事業のなかに何の心配もなくとけこみ、大量の労働力を社会に提供した。こうして社会主義建設のテンポは速められ、より早く共産主義を実現できるようになった。

誰もが知っているように、工・農業生産の大躍進以来、至る所で労働力の不足が感ぜられていたが、多くの婦人は家事労働にひきずられて男と同じように社会の生産労働に加わることはできなかった。ところが、家事労働は社会化され、数多くの婦人が家庭のわくから抜けだせるようになって、労働戦線に一大主力軍を増強した。例えば、山東省では公共食堂、託児所、幼稚園、食糧加工工場、裁縫班ができて、677万人の婦人労働力が生産に組み込まれた。家事労働から多くの婦人を解放したことによって、今こそ、全社会の労働力を合理的に調整し、使用できるようになった。〈男女入れ替え〉によって婦人にやれる多くの仕事は婦人がやり、余った男子はより力のいる仕事に移った。

もう1つの利点は、婦人が徹底的に解放されることによって、彼女たちの才能と英知が十分に



発揮できることである。中国の働く婦人は数千年にわたって、さまざまな圧迫と束縛を受けてきた。古い昔の社会を1万丈もある深い枯れ井戸になぞらえて、婦人はそのもっとも底深い層にあるといったのは、少しもいすぎではない。中国人民の革命の勝利は、全国人民を解放することにより、広範な婦人をも解放した。婦人は政治的権利を得、仕事と学習の機会を得、また国家を管理するという大任にも参加できるようになった。それでもまだ多くの婦人が家事労働にうずもれて、朝から晩まで飯をつくり、子供のおもりにわずらわされて、レーニンのいったように「相変わらず家庭の奴隷」であった。だからこそ、〈わずらわしい家事を普遍的に社会主義の大経済に改造しはじめたところにだけ、本当の婦人解放があり、本当の共産主義がある〉とレーニンははっきり指摘した。生活の集団化と家事労働の社会化が実現してからは、婦人をしばりつけていたクサリは断ち切れ、婦人は真に解放され、真の男女平等が実現したのである。そればかりか、婦人は生産労働に参加するなかで、自分たちの政治的積極性と教養をたえず高め、その才能と英知と力を十分に発揮し、より大きく社会主義に貢献できるようになった。要するに家事労働の社会化と集団化は、数多くの婦人の労働力を解放して社会主義建設のテンポを速めたばかりでなく、さらに広範な婦人が徹底的な解放へ向かう先決条件となり、それこそまさに、共産主義的性格をもった新しいできごととなったのである。およそ共産主義に賛成する人はみな、公共食堂や託児所などを立派に運営するよう援助することに努めて、これらの共産主義的芽生えを積極的に育て、発展させて、広範な婦人を家事労働から徹底的に解放しなければならない。」

また生活の集団化、集団的保育教育については、

「家事労働の社会化、集団化につれて、家庭もいまや、ごく自然に、次第に変化している。社会主義的な改造がいちおう終わってからの中国の家庭には、一般的にいてなお2つの役割があった。1つは食事、裁縫などの消費面であり、もう1つは年寄りを養い、子供を育てることである。だが生活の集団化につれて、食事など多くのことに気を配る必要がなくなり、老人は幸福院に入り、子供は託児所、幼稚園に入って、家庭の役割もしだいに軽くなった。これらの役割は将来も、引き続き弱まり、最後には失われるようになる。これらの点は消費問題について、とくにはっきりしている。というのは共産主義社会になると、生活手段は各人の必要に応じて分配され、家事労働がことごとく社会化され、家庭はもはや社会の消費単位ではなくなるからである。同じように、子供の教育問題についても、家庭の役割はしだいに社会の責任に移されていく。

現在、非常に多くの公社が託児所、幼稚園を設けている。それらを設けた意義は、一方では婦人を解放し、他方では子供の教育を向上させることにある。子供は人類の未来であり、子供の教育はつねに大問題であった。だが、いま共産主義への移行を準備するにあたって、子供をどのようにして共産主義の立派な後継者に育てあげるかということが、とくに考えられねばならない。それには社会教育に力をいれたらよいのか、それとも家庭教育に力をいれたらよいのか？

われわれは、社会教育に力を入れ、全日制の託児所を設け、寄宿制の小学校を設け、小さい時から集団生活のよい影響を受けさせ、いかなる私有観念も家庭のわくをももたせず、一貫した共産主義教育のもとで成人させた方がよいと考える。今日世間一般の家庭はさまざまで、革命的な進歩的な家庭もあれば、ブルジョアの家庭もあり、しかもほとんどの家庭が、多かれ少なかれふるい考え方や習慣をいくらか残している。いまや、父親や母親の多くが共産主義者となっても、かならずしもみながみな子供を教育する正しい方法を知っているとはかぎらないし、それに、とかく社会的な忙しさにかまけて、自分の娘や息子を教育する時間がないありさまである。かりにこういう心配がないとしても、1人の人間が小さいときから家庭の小さなわくの中で大き

くなるのと、集団生活の中で大きくなるのとをくらべると、明らかにきわめて大きなちがいがあ  
る。社会的な教育に力をいれるからには、ある程度の政治力と思想水準、教養と知識水準、すぐ  
れた教育方法などを身に備えた人が、保育員や小学教員になって、子供のことはいっさい社会と  
学校が責任をもつようにするのである。こうすれば、さきに述べたような欠陥が起きるのを防げ  
るし、次の世代を立派に教育することも保障できる。新しいタイプの人間の育成には廃品は出せ  
ない。子供たちを扱うことはトラクターを扱うことよりも、ずっと大切である。今こそ誰もが、  
次の世代や社会に対して責任を感じ、すすんで児童教育の問題における大改革をおしすすめるよ  
うにつとめなければならない。

ともすれば、それでは家庭感情によく影響を与えやしまいか、と心配する人もあろう。し  
かしそれは、どんな家庭感情なのか、ということを考えてみるがよい。もしも、子供を父母の私  
有財産とみなし、やがて年老いたらこの子供たちにみてもらおうなどと考え、娘や息子にいつま  
でも〈育ててもらった恩〉を感謝させようなどと考えたりする気持ちは、はたして正しい、健全  
なものだろうか？ 子供を家庭の溺愛から抜け出させて、全社会がみまもるようにし、両親が社  
会全般の子供にもっと関心をもつようにする方がよいのではなかろうか。もちろん共産主義の社  
会でも母・子兄妹間の自然の絆を誰も否定するものではないし、こうしたつながりがある以上、  
それはむしろ、人々の思想感情のうちに反映されるものである。そして、それが正常で健全なも  
のである以上、そもそも社会がこれに反対する必要があるだろうか？」

大躍進政策、人民公社化運動下における就学前児童の保育教育活動は以上のような考え方に基  
づいて次のように実施された。1958年9月、中共中央、国務院は「教育工作に関する指示」で、  
全国的に3-5年以内に就学年齢前の児童の大多数を託児所、幼稚園に収託させるよう指示した。  
これにより幼稚園の拡大速度は国家経済発展の速度をはるかに超えることとなった。

表1-2-3は大躍進期の幼稚園発展状況を示している。表によれば、1958年の全国幼稚園数は  
1957年に比較して約27.1倍に増加した。しかし1959年は1958年に比べて約23.4%下降し、  
1960年には1959年に比べて再び約47%増加した。1961年には表1-2-4によれば、幼稚園数は  
1960年に比べ1/13、園児数は約1/10となっている。幼稚園数、園児数の極端な増加と減少が  
1957年から61年にかけて起こっている。

表 1-2-3 1958-1960年経営形態別幼稚園数、在園児数推移

年度	幼稚園数 (万所)				在園児数 (万人)			
	合計	国営		公営	合計	国営		公営
		教育部門立	その他の部門立	集団立		教育部門立	その他の部門立	集団立
1958	69.53	0.45	0.48	68.60	2950.10	44.90	36.90	2868.30
1959	53.20	0.46	0.67	52.10	2172.20	48.40	52.10	2071.70
1960	78.50	1.10	28.20	49.20	2933.10	81.10	1445.90	1406.10

出所) 唐淑, 钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社, 2003年, 311頁より作成

## 2) 大躍進期の幼稚園、在園児数拡大の背景

こうした極端な園数の拡大、減少からは、設置された幼稚園が建物、設備、また教職員につい  
て非常に簡素だったことがうかがえる。極端な急激な発展と縮小が、幼稚園の保育教育の質の低  
下をもたらしたことは否めない。しかし、一方で1960年には、全国女性労働者数は1,008.7万

人に達し、1957年の328.6万人の3倍強となり、総労働者数に占める割合も20%に達していた。牟映雪は次の理由で、この大躍進政策期の幼稚園の発展趨勢の出現は歴史的条件の必然的産物だったとしている<sup>10)</sup>。

第1に、当時大多数の労働者は水利事業、製鉄事業などに赴き、幼児の世話や教育をする者が不足したこと。第2に1958-1960年までの3年間の非正常死亡率は、1960年を例にひくと、25.43%に達していた。この事実により、幼児に対する社会的機関の援助がなければ幼児の生命に危険が及んでいたことなどをあげている。

また、短期間で幼稚園数は拡大し、収束していったが、中国の現在に至る育児期を通して「男女共に働く」という通念は、大躍進政策期の爆発的な女性就労者増加、幼稚園数増加を契機に中国の人々の心に形成されていったのではないだろうか。

### 3) 調整期の幼稚園行政

大躍進政策の失敗を受けて、1961年1月、中共第8期9中全会は国民経済政策に対して「調整、強固、充実、向上」の方針を打ち出した。幼稚園行政も例外ではなく、条件の整っている園は整理して保留し、条件の不十分な園は閉鎖し、幼稚園の正常な発展のために整理させた。

表1-2-4は1961-1965年の全国幼稚園発展状況統計である。表によれば、1965年の幼稚園数と在園児数は1962年に比べて9%と18%増加している。1957年の数字より若干増加してきており、5年間の調整、整理を経過して幼児教育事業は次第に正常軌道に回復し、増加していったといえる。

大躍進期とその後の調整期には社会主義的理念がスローガンのように先行して、就学前教育に具体的発展はなかった。1961年から調整期に入るがこの時期大躍進に対する反省の下に、国营企業を中心とした生産の拡大と企業経営幼稚園の回復と拡大が行なわれた。

表1-2-4 経営形態別幼稚園、在園児数推移

年度	幼稚園数(万所)				在園児数(万人)			
	合計	国营		公営	合計	国营		公営
		教育部門立	その他の部門立	集団立		教育部門立	その他の部門立	集団立
1961	6.03	0.76	1.92	3.35	289.60	64.70	114.00	110.90
1962	1.76	0.44	0.48	0.84	144.60	47.60	49.20	47.80
1963	1.66	0.45	0.58	0.63	147.20	49.00	55.10	43.10
1964	1.77	0.44	0.60	0.73	158.90	50.80	58.40	49.70
1965	1.92	0.44	0.63	0.85	171.30	51.60	63.40	56.30

出所) 唐淑、钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社、2003年、311頁より作成

### 4. 文化大革命期の幼稚園行政

1966年5月から1976年10月まで続いた、中国史上前例のない「文化大革命」が発生した。国民経済は混乱し、社会全体のシステムが壊滅的状况に追い込まれた。教育領域は重大な打撃を受けたが、幼稚園行政もまた例外ではなく混乱と破壊を被った。

1) 文化大革命では、極左路線によって、新中国の17年間の教育に対して徹底的な否定と、保

育教育の否定、批判が行なわれた。就学前教育を修正主義路線の典型と捉え、全面発達の就学前教育方針に対して重大な歪曲を行ない、資産階級の教育方針として排斥したのである<sup>11)</sup>。

たとえば、「体育、知育、徳育、美育」の4育の任務に対して、全面的批判を加えた。

「体育」については科学的、合理的な種々の体育設備や措置はすべて資産階級の生活方式であるとして批判された。幼稚園での合理的な生活制度、科学的生活管理は廃止された。身体測定、体育鍛練（訓練）は停止され、栄養量の計算、給食メニュー表も廃止された。衛生保健制度は廃止され、おやつ、食後のナプキン、うがいも禁止された。幼児の体育活動や基本動作訓練は「羊の放牧」の状態であった。大人が観賞する大型団体操の演技や大型運動会が一時流行した。

「知育」の発達にも障害を与えた。また「徳育」はすべて政治が取って代わった。当時の幼稚園では幼児もまた毛澤東の詩や言葉、語録と「老三篇」などを暗唱させられ、幼児の基本的行為や品德（人柄と道徳心）の育成には注意を払われなかった。

「美育」の方面でも、美育を資産階級の思想と情操を表現するものとみなした。音楽、美術、文学はすべて政治教育の道具としてのみ利用されたのである。

## 2) 管理体制の破壊

17年間蓄積してきた効果的な幼稚園の管理体制は否定された。園長は資本主義路線の管理者として批判され、優秀な教師は修正主義のレッテルを貼られた。学術的権威に対しては反動的な攻撃が行なわれた。雑務員、保育員、教養員（教師）、園長の仕事は順番に交代され、職位や分業、規則制度は廃止された。幼稚園は指導体制と管理体制を失い、混乱の極地に達した。ある幼稚園の園舎、活動場は占拠され、職員は現場を離脱し、幼稚園は閉園した。調査によれば南京市では全体の1/3、吉林省では90%以上の幼稚園が閉鎖されたという<sup>12)</sup>。

## 3) 全面的教師養成の停止

全国にあった19の幼児師範学校はすべて学生募集を停止され、教育活動は停止された。あるものは普通中学に改められた。校舎は占拠され、図書、教学設備は破壊された。浙江幼児師範学校短期養成クラスの運営のみが継続された。正規の中級幼児教育教師養成は10年以上にわたって中断された。大学の就学前教育専門課程は南京師範大学のみ職員全員が留められ、70年代初頭に工場と農村の幼児教育教師の養成の任務を負った。師範学校による幼稚園の教師養成業務は、すべて停止されたといつてよかった。

70年代はじめに「農業は大寨に学び、工業は大慶に学べ」運動、計画生育運動などが少しずつ展開されるようになり、各地で次第に幼稚園事業の回復の兆しが見えはじめた。（「農業は大寨に学び、工業は大慶に学べ」運動とは、山西省の大寨人民公社、大慶の油田がどちらも自力更生の方針を貫き成功したことを、全国の模範として奨励した運動である。大慶は中国東北に発見された油田の名称で、ボーリングから採油、精製、商品化までの全工程を中国が開発した技術、機械で行なった。）

1966-1972年の全国統計はないが1973-1976年までの全国幼稚園発展統計は以下のようである（表1-2-5参照）。1973年の幼稚園数は4.55万か所で、1965年比1.3倍となった。1975年には17.17万か所で1974年の3.2倍となった。1976年には44.26万か所となり1975年比1.6倍となった。

## 4) 文化大革命の終結

1976年、林彪と“四人組”が打倒され、1977年8月、中国共産党第11回全国代表大会は「文化大革命」の終結を宣言した。文化大革命期の10年の混乱は、幼稚園行政にも多大な影響を与えた。新中国の初期に幼稚園制度が形成され、次第に幼稚園事業が国営、公営化され、集团的保育教育が展開していったが、大躍進政策期における女性就労者の急激な増大で、内容のともなわぬ過度な幼稚園の拡大が行なわれた。その後の調整期による回復は、文化大革命により一時中断された。文化大革命期末期には、園数、在園児数などの回復傾向が見られるが、本格的に回復するのは文化大革命の終結後、改革開放政策期に入ってからであった。

表 1-2-5 1973-1976年経営形態別幼稚園、在園児数推移

年度	幼稚園数(万所)			在園児数(万人)			
	合計	国営		公営	合計	国営	
		教育部門立	その他の部門立			教育部門立	その他の部門立
1973	4.55	0.48	4.07	24.50	63.80	181.70	
1974	4.03	0.39	3.64	263.80	56.50	207.30	
1975	17.17	0.71	16.46	620.00	69.40	550.60	
1976	44.26	1.19	43.07	1395.50	96.80	1298.70	

出所) 唐淑、钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社、2003年、323頁より作成

## 小括

社会主義計画経済政策下での幼稚園行政をまとめると次のように整理できる。

- 1) 1951年、就学前教育制度は学校教育制度の基礎的段階として位置づけられ、幼稚園から幼児園に改められた。幼稚園制度の形成にあたっては、旧解放区での保育教育事業と旧ソ連の就学前教育制度を基礎とし、集団保育教育保障、女性の生産労働をはじめとした諸活動参加支援を保障するものとして位置づけられた。
- 2) 経済政策が全人民所有制経済、集団所有制経済へと移行していくに従って、幼稚園事業経営もそれぞれ国営、公営に収斂していった。幼稚園の保育教育費については、設立者が財源を調達することとされ、利用者負担は低廉であった。
- 3) 幼稚園事業経営は都市から徐々に普及し、堅調に推移するが、経済政策の動向に大きく左右された。大躍進政策期には女性労働者が増大し、農村では人民公社化がすすめられたため、急速に幼稚園数が拡大した。しかし、粗製乱造であったため、調整期には整理縮小された。文化大革命期には、調整期に回復基調にあった幼稚園事業は混乱し事実上中断した。
- 4) 国営企業など単位経営幼児園は、入園がその単位の職員労働者の児童に限られていた。このことによって、親の階級(この場合は職業)によって児童の入園先が決定される階級格差が生じた。

## 注

- 1) 中国学前教育研究会編『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』北京师范大学出版社、1999年、41頁
- 2) 唐淑、钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社、2003年、299頁、303-304頁
- 3) 蒋永萍著「建国50年中国城市女性就业的回顾与反思」彭希哲、郑桂珍主編『社会转型期中的妇女就业』百

家出版社所収，2000年，10頁

- 4) 中国学前教育研究会編『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』北京师范大学出版社，1999年，66-68頁
- 5) 前掲書，75-78頁
- 6) 白井常著『世界の幼児教育／中国』丸善メイツ株式会社，1983年，201頁
- 7) 唐淑，钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社，2003年，308-312頁
- 8) 王力著，竹内実訳『毛沢東伝』太平出版社，1975年，135頁
- 9) 篠原則省／上野実訳『人民公社』理論社，1959年，54-62頁
- 10) 牟映雪著『新中国幼儿教育变革与发展』重庆大学出版社，2004年，99-101頁
- 11) 唐淑，钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社，2003年，320-323頁
- 12) 前掲書，322頁

## 第2章 改革開放政策への転換と幼稚園行政の進展（1978-1992年）

はじめに

1976年文化大革命が終結し1978年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回会議（以降、第11期3中全会と略称する）において、改革開放路線、市場経済政策の導入が決定された。邓小平の指導の下、中国は社会主義建設の新しい段階に入ったとされた。改革開放政策の初期には、文化大革命の混乱から立ち直り、いかにして幼稚園事業経営を再建し、集団的保育教育を実現していくか、より多くの就学前児童を入園させるかに力が注がれた。幼稚園行政体制が再確立され、幼稚園制度の法整備が進められた。こうした幼稚園行政の強化により、それぞれの経営形態の幼稚園数、園児数は増大していった。中でも、改革開放政策、市場経済政策の導入によって、国営企業改革が進められ企業経営自主権が強化されたことにより、企業単位の職員福利サービスである幼稚園事業経営がより拡充していった。また民営幼稚園が1982年憲法で認可されるなど経営形態が多様化し、経済政策の転換は幼稚園行政に大きな影響を与えた。

第11期3中全会では、いま一つ児童に関する重要な政策が決定された。人口抑制政策、すなわち一人っ子政策の採択である。一人っ子政策は、徹底した賞罰制度とともに実施されたため、その後都市では次第に定着していくこととなった。結果としてもたらされた出生児童数の減少もまた、幼稚園行政に大きな影響を与えていった。後述する1990年代後半の3-6歳児童数の減少、少子社会への布石がここで打たれたといえる。

本章では、文革後の幼稚園行政の再確立と現行保育制度の内容を明らかにし、人口抑制政策の実施過程を概観する。また市場経済政策導入の幼稚園行政に対する影響を考察していきたい。

### 第1節 第11期3中全会における市場経済政策導入とその後の幼稚園行政

#### 1. 市場経済政策導入と4つの近代化への重点移行

第11期3中全会では改めて新時期の総任務に関する基本政策方針が次のように決定された<sup>1)</sup>。

「会議は、社会主義近代化建設のため集中統一的な指導を必要とし、各種の規則制度と労働規律の厳格な実行を必要とすることを認めた。資産階級的党派性と無政府主義に断固反対しなければならない。しかし、十分な民主があるべきであり、それによってはじめて正確な集中を実施できる。過去の一時期に、民主集中は真に実行されず、民主から離れて集中を講じるばかりで、民主は非常に少なかった。目下のこの時期には、特に民主を強調し、党の統一指導と各生産組織の有効な指導を、大衆路線の基礎のうえに建設する必要がある。人民内部の思想政治生活において

民主的方法のみを實行し、圧制や攻撃的な手段を使用してはならない。……社会主義法制を強化し、民主を制度化、法律化し、この種の制度と法律に安定性、連続性、および最高の権威をもたせ、依拠できる法、依拠すべき法があるようにし、法の執行を厳格にし、違法を必ず糾明しなければならない。」と強調し、民主を実現するため法治が重要であることを明示した。文化大革命を頂点とする混迷の最たる要因は、民主の欠如、人権の侵害、法治の無視であった。四つの近代化すなわち農業、工業、国防および科学技術の近代化および社会主義近代化建設の真の実現が、民主の発揚なくしてはあり得ないとする認識が強く表明されたのである。

「現在、我々は安定団結の政治局面を実現し、長期の有効的な各項経済政策を回復、堅持し、また新しい歴史条件と実践経験に基づいて一連の新しい重要な経済措置を採用し、经济管理と経営方法に対して、真剣な改革に着手」することを述べ、具体的に「現在わが国の经济管理体制の重大な欠陥の一つは権力の過度の集中であって、指導性をもって大胆に下放（下部に委譲）し、地方と工農企業が国家統一計画の指導の下にさらに多くの経営自主権をもつようにさせるべきである。各級経済行政機構の強力な簡素化に着手し、これらの大部分の職種を企業性の専業公司（会社）あるいは連合会社に交付すべきであり、経済法則に基づく仕事の処理を實行し、価値法則の作用を重視し、注意して思想政治工作と経済手段を結合し、幹部と労働者の生産積極性を十分に発揮させるべきである。党の一元化した指導のもとに、党と政府と企業を区分せず、党をもって政府に代え、政府をもって企業に代える現象を真剣に解決し、級を分け、作業を分け、人を分けて責任を負わせ、管理機構と管理者の権限と責任を強化し、会議や公文書を減少し、工作效率を引き上げ、考査、奨罰、昇降などの制度を真剣に實行すべきである。これらの措置を講じることによって、はじめて中央部門、地方、企業および労働者個人の四方面の自発性、積極性、創造性を十分に発揮させ社会主義経済の各部門、各環節を普遍的に勢いよく発展させることが可能となる。」と述べ、経済行政機構の簡素化と権限の大幅な下部委譲、価値法則の重視、思想政治工作と経済手段の結合、党、政府、企業の権限分離と責任制の實行などを内容とする经济管理体制の改革を指示した。

また1979年に示された「八字」方針では、科学教育に関して、「科学教育文化事業を積極的に発展させ、建設人材の養成を加速する」ことが指示された。その内容を抜粋すれば、

- ・ 経済建設を速めると同時に、それに相応して科学、教育、文化事業の発展を速める。一群の重点科学機構を回復、強化、新設し、重点大学の実験室を充実し、基礎理論の研究を重視すると同時に、近代化建設において切実に解決を必要とする科学的課題の解決に努力する。
- ・ 文盲を一掃し、学校教育を普及することが非常に重要である。
- ・ 託児所、幼稚園の発展と幼児教育の強化を重視する。

などであった。こうして、経済発展を科学的基礎の上に置くことが合意され、科学の発展は教育にあるとの基本的立場から、幼児教育発展の重要性もまた確認されたのである。

## 注

1) 三木毅著『中国の経済政策』丸善株式会社、1988年、384-400頁

## 2. 文化大革命による幼稚園の混乱の收拾と幼稚園制度の再確立

1978年、第5期全国人民代表大会第2回会議「政府事業報告」で、今後、幼稚園政策を強化していくことが決定された。国民経済発展第6期および第7期5か年計画の中でも、積極的な就

学前教育の発展が提起されている。これに基づいて、教育部は1983年5月「農村学校教育強化と改革に関する若干の問題の通知」<sup>1)</sup>の中で、「積極的に幼児教育を発展させる」という姿勢を明確に示している。また1985年5月には中共中央が「教育体制改革の決定」<sup>2)</sup>で、「幼児教育の発展に努力しなければならない」ことを強調した。こうした背景には、市場経済政策の導入で、女性労働力の積極的動員と労働者の資質の向上が求められるようになり、一人っ子政策の下で義務教育、中等、高等教育を向上させるためには、就学前教育の充実を図ることが必要である、との認識が働いたことが大きかったと思われる。

### 1) 幼稚園行政の混乱の收拾

1979年7月に教育部、衛生部、労働総局、全国総労働組合および全国婦女連合会による「全国託幼（託児所、幼稚園）工作会議」が開催された<sup>3)</sup>。この会議では2週間にわたって、文化大革命に対する批判や反省がなされ、託幼業務についての状況報告および今後の対策についての検討が行なわれた。

この会議において幼稚園行政の緊急の課題は衛生部との連携を深めながら、

- (1) 託児所、幼稚園の数量の増加
- (2) 建物、設備の増加
- (3) 保育教育の質の向上
- (4) 保育教育職員の確保と教師の資質の向上などと、秩序の回復であることが確認された。

全国託幼会議では、「託幼事業指導組織」を国務院官房に常設し、全国レベルでの託児所、幼稚園の再確立の迅速化に向けた環境整備を日常業務とすることを申し合わせた。「託幼事業指導組織」（1982年には機関が簡素化されたため解散した）は、次のことを任務とした。

- (1) 託幼事業の方針、政策および指示に関する党中央、国務院の政策実施の徹底
- (2) 託児所、幼稚園の発展計画の策定と託幼事業の質的向上の促進
- (3) 託幼業務内の重大問題の検討と解決、関連施策の徹底した実施の促進
- (4) 関連部門による託幼事業の宣伝強化と、先進的な託児所、幼稚園に対する表彰
- (5) 調査研究の実施と託幼業務の定期的検査、経験交流の組織化の促進
- (6) 未入所、未入園の乳幼児の状況調査、科学的育児の知識の宣伝と衛生保健および教育事業の強化

以上の内容を中心として秩序の回復を旨とし文化大革命期混乱後の幼稚園行政の取り組みが始まった。

### 2) 幼稚園行政管理機構体制の再確立

幼稚園行政再建の取り組みは、まず幼稚園行政機構の再確立から始まった。1978年、教育部は幼児教育処を再設置した。また各省（市）、自治区の教育厅（局）も、次々と幼児教育処を再設置、あるいは幼児教育行政機関と教育研究機関を新設した。

一見によれば「中国では教育行政の中央・地方レベルを分けた管理体制が1980年代に再構築された」という<sup>4)</sup>（図2-1-1参照）。図からも明らかなように、中央行政は統括的管理を行ない、地方行政は実際にその政策を指導監督していく体制が改めて確立された。

1987年国務院官房は、各部門の職務責任と管理分担の明確化を図るため、「明確な幼児教育事業の指導、管理、職責分担に関する指示願い」に対する通知<sup>5)</sup>を配布した。また1988年には



「国家教育委員会、国家計画委員会、財政部、人事部、労働部、建設部、衛生部、物価局の幼児教育業務強化に関する意見」<sup>6)</sup>を配布した。

これらの通知には次のような内容が盛り込まれていた。

- (1) 幼児教育業務に関連する重大な政策問題は、国家教育委員会が主導し、関連部門が参加して共同で研究する。
- (2) 各主管部門が分担責任を負っている業務に属するもの、またその他の部門が共同で研究する必要がある重要問題は、主管部門が主導し、関連部門が参加する。
- (3) 幼児教育事業は、主として地方が責任を負い、各級地方政府は幼児教育業務指導を強化し、計画を制定実施し、積極的に幼児教育事業の発展を推進する。

すなわち、政府統一指導の下に、幼児教育業務について研究し、各関連部門が連携して業務を分担すること、「地方が責任を負う、レベル別管理を行なう」(「地方負責、分級管理」)ことが明記されている。

具体的には教育委員会は次のことに責任を負う。

- (1) 国務院の幼稚園関連業務に関する方針、政策、指示の徹底や法律・法令・条例・規則などの制定
- (2) 幼児教育事業の発展方針、計画の総合的企画の策定
- (3) 各種幼稚園業務に対しての指導責任と評価制度の確立
- (4) 各種幼稚園園長・教師の養成および試験・資格制度の確立

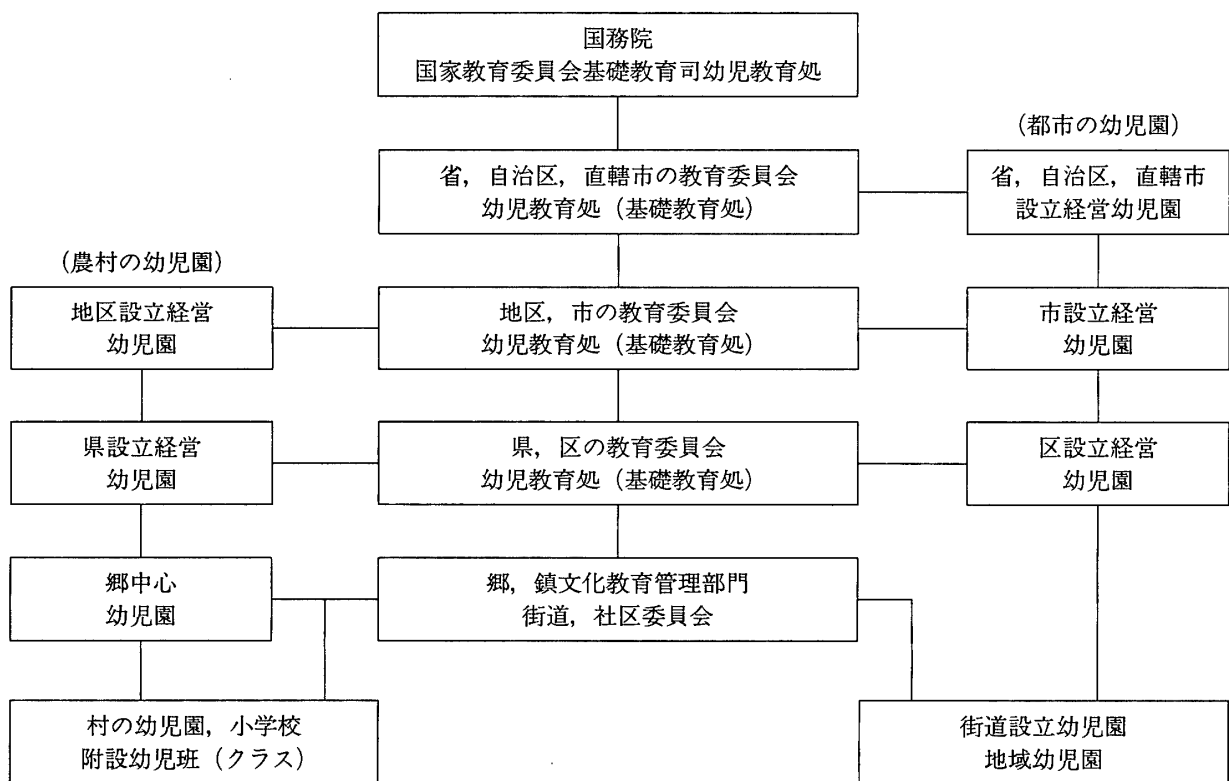


図 2-1-1 幼稚園行政管理体制

出所) 一見真理子「主要国の現状——中国」保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』所収、世界文化社 1997年、94頁より作成

(5) モデル幼稚園の設置

(6) 幼児教育科学研究業務の指導などである。

計画委員会は、幼児教育事業の発展計画および建設計画などを各段階の計画に組み入れる。

財政部門は、関連部門と共同で、幼児教育事業の経費支出制度および規則の制定に責任を負う。

労働人事部門は幼稚園教職員に関連した定員と機構、賃金、労働保護、福利待遇などの制度および規則を制定する。

都市・農村建設環境保護部門は、居住人口に応じた幼稚園建設への統一計画、部門や企業単位などの幼稚園建設を促す。

衛生部門は、幼稚園の衛生保健法規および規則制定に責任を負い、幼稚園に対して衛生保健業務指導を行なう。

軽工、紡織、商業部門などは、幼児の食品、服装、靴や帽子、文化教育用品、衛生生活用具および教具、玩具などの研究開発と生産および供給に責任を負う、などである。

これらが、中央政府の統括の下で、中央から地方へ、地方行政では「省・自治区・直轄市→地区・市→郷・鎮・街道」などの各級管理の流れの中で、計画策定と実施の組織化や指導評価が行なわれる。実際の幼稚園行政は地方政府が行なうなど地方分権体制が整った。

こうした行政体系の中で、党の支配は、党委員会書記（党委書記）を各幼稚園に配置するという形で行なわれている。実際には幼稚園の党組織リーダー、園長がその立場につく場合が多いようである（私営には配置されていない）。

### 3) 幼稚園行政に関する法規整備の概要

改革開放政策による幼稚園行政の再出発に際してこの時期一連の法規が公布され、幼稚園行政の規範化、科学的管理などの路線の発展が目ざされた<sup>7)</sup>。

#### [幼稚園業務に関して]

1979年11月には教育部から「都市幼稚園工作条例（試行草案）」が出され、幼稚園業務に関する基本的方針が確認された。農村もこの条例に準ずるものとされた。これは1952年に公布された「幼稚園暫行規程草案」を一步進めたものであった。この一連の流れとして、1989年には「幼稚園工作規程（試行）」が、1996年には現行の規程である「幼稚園工作規程」が公布された。

#### [幼稚園管理に関して — 等級別管理の実施]

1987年に、幼稚園の班（クラス）編成や教職員配置などの基準を示した「全日制、寄宿制幼稚園編成基準」が試行案として通知された。園児の班編成人数をはじめ園長および教養員、保育員、医務職員、事務員、炊事員に至る人数を、園児数に対応して詳細に規定したものである。

1989年には現在それによって行なわれている「幼稚園管理条例」が施行された。この条例はそれまでの法規の基礎の上に形成され、国务院の認可を経て発行された第1級（法規のランクにおいて）の幼児教育法規である。幼稚園管理と発展をマクロ的に管理し、幼稚園事業の指導を強化するものであった。

また幼稚園管理に関して、幼稚園の等級別管理を行なう根拠を提供した。この後、各地方政府がそれぞれの地域的特性を取り入れながら幼稚園管理基準を策定し、幼稚園の等級別管理を行なうようになった。幼稚園はその等級によって、利用者徴収費基準などが定められている。

## [保育教育業務に関して]

1981年に、「幼稚園教育綱要（試行草案）」が出された。幼児の年齢の特徴と幼稚園での教育の任務、幼稚園教育の内容と要求、教育手段と注意事項の3部分からなっている。1952年の「幼稚園教学綱要」が約30年ぶりに改訂されたものである。幼稚園での保育教育について、幼児の年齢という特徴を重視して、これまでの「教学：教え学ばせる」から「教育：教え育てる」ことが目ざされている。教育内容は広く生活衛生習慣、思想品德、基本動作の発達、常識、言語、計算、美術工作、音楽などの8つの方面にわたっている。教育の任務、内容、要求を、遊び、体育活動、授業、観察、労働、娯楽、日常生活などに求め、教育手段を完成させ、幼児教育の小学校教育化と成人化を防止することが強調された。

## [教師養成に関して]

文革後、教師養成は喫緊の課題であった。1980年「幼児師範学校教学計画試行草案」が通知された。これは修業年限を3年と4年とし、中学校卒業の女子学生を対象として募集したものであった。

その後、1985年に「幼児師範学校教学計画」が正式に通知された。1986年には「中学校、小学校教師職務試行条例」、同年国家教育委員会から「幼稚園教師試験に関する補充意見」が出された。これは先の「中学校、小学校教師職務試行条例」に幼稚園教師も基づくことや、幼稚園教師資格審査に関して必要な合格資格規定を内容としたものだった。

その後、1993年には「中華人民共和国教師法」1995年「教師資格条例」が制定され、今日に至っている。

## [保健衛生に関して]

保健衛生に関しては、1980年「託児所、幼稚園衛生保健制度（草案）」が衛生部、教育部から試行案として通達された。この草案は、乳児から満7歳までの児童の1日の生活時間配分、飲食、身体鍛錬、健康検査制度などの基準を示したものであった。病児隔離室あるいは観察ベッドの規定も設けられた。入園、入所を審査する際の健康検査制度の詳細なども規定された。

1981年には「3歳前児童の教養大綱（草案）」が衛生部から出され、前述の保健制度のより詳細な規定と3歳前に行なわれるべき教育内容が明らかにされた。その後数回にわたって条例が制定施行され、最も新しいところでは、1994年に「託児所、幼稚園衛生保健管理方法」が出されている。

## [建築基準に関して]

建物に関しては、1987年「都市建設環境保護部、国家教育委員会による託児所、幼稚園建築設計規則」が公布された。託児所、幼稚園の建築の際には、安全、衛生、用途、機能などの基本的要求を満たすことが義務づけられた。1988年には「国家教育委員会、建設部による都市幼稚園建築面積基準（試行）」が公布され、幼稚園建築の細目が規定された。

## [玩具、教具に関して]

1992年には「幼稚園玩教具配備目録」が公布された。各幼稚園に配備される玩具、教具の目録である。これは1986年から実施されていた「幼稚園教玩具配備目録」を修正したものであっ

た。題目が教玩具から玩教具に改められたところに、遊び重視を強調する姿勢が見受けられる。

#### [学前班（就学前準備クラス）に関して]

1986年に、就学前教育をより普及させるために、国家教育委員会から「良好な幼児学前班運営促進に関する国家教育委員会の意見」が出された。学前班は、特に農村では幼稚園不足を補うための補助的機関として小学校などに附設され、幼児教育を担ってきたものである。現段階では、農村の幼児教育の重要な手段として位置づけられている。また都市や町では、住民が就学前の準備教育を児童に受けさせたいという要求に応えるための、一種の教育形式として機能してきた。主として満5歳から6歳あるいは7歳の児童を対象として、小学校入学のための準備教育がなされる。この「意見」では、学前班が「幼稚園教育綱要」に基づかなければならないことや、教師の養成訓練の強化、学前班の内容の改善、指導および管理強化などが盛り込まれている。1991年には「学前班の改善および強化に関する国家教育委員会の意見」が出され、特に『小学校との連結で「小学化」してはならない』と注意を促している。

以上の諸制度を基礎として、現行幼稚園制度は運営されている。基本的には1989年に制定された「幼稚園管理条例」、1995年制定の「中華人民共和国教育法」、1996年制定の「幼稚園工作規程」に従っており、またその他関連する諸規定に基づいて実施されている。既にみてきたように幼稚園制度の基軸は1950年代の諸制度の上に築かれてきたものである。

#### 4) 幼稚園管理制度

表2-1-1(1)(2)は再確立された幼稚園管理制度を示したものである。1952年に施行された「幼稚園暫行規程草案」などで規定された幼稚園管理制度の枠組みと基本的に大きな差はないが、職称の変化（教養員から教師へなど）やまた教職員の配置数なども現在はより細かく規定されている。保護者徴収費は1952年は私営以外は給食費と雑費の徴収となっていたが、1989年の管理条例では基準に従って保育教育費を徴収することになっている。これらの基準は、各地方教育部門が中心となって、地域ごとに幼稚園の等級基準を定めて実施している。

#### 5) 各種幼稚園児童収託形式の概要

ここで、幼稚園で実施されている収託形式、幼稚園規格について改めてその内容をまとめておきたい。

##### <幼稚園収託形式>

##### (1) 全日制幼稚園

全日制幼稚園は整日制幼稚園あるいは日託幼稚園と呼ばれている。日中在園し、夜は帰宅する。一般的に在園時間は6, 7時間から11, 12時間である。幼稚園の大半が全日制幼稚園形式である。

##### (2) 寄宿制幼稚園

幼児は昼夜在園する。幼稚園は全面的に幼児の寝食、医療保護、保育教育などに責任を負う。毎週1回あるいは2回家に帰る（大半が週末帰宅、週明けに幼稚園に戻る）。主として部隊、政府機関、工場、学校などの職員の児童が多い。

##### (3) 幼児学前班

主として小学校入学1年前の幼児を募集する。学前班の多くは、全日制であるが、半日制もあ

表 2-1-1(1) 現行幼稚園制度

項目	内容	備考
幼稚園の目的	満3歳以上小学校年齢(6歳あるいは7歳)に達するまで児童に対して保育および教育を実施する機関であり、義務教育ではないが、学校教育制度の基礎的段階に位置づけられている。幼稚園は同時に保護者が仕事、学習に参加するための便利な条件を提供する。	現在0-6歳児童の早期教育への移行が実施段階に入っている。
設園形式	普通は3年制とするが、1年制あるいは2年制の幼稚園を設置することができる。また全日制、半日制、定時制及び寄宿制幼稚園を単独あるいは複合して設置できる。	
園児募集	毎年秋に園児募集をするが、欠員が生じた場合には、随時補欠募集をすることができる。 企業や事業あるいは機関、団体、部隊、学校などの設立による幼稚園については、本来の職員児童を受け入れる外、一定条件のもとに一般社会にこれを開放し、近隣住民の児童を入園させることが義務づけられている。	
班編成	小班(満3-4歳):25人 中班(満4-5歳):30人 大班(満5-6歳):35人 混合班:30人 学前班:40人以下 寄宿班:人数を適宜減らす 年齢基準による班編成, 年齢混合班編成可	
教職員と園児割合	全日制 1:6~1:7 寄宿制 1:4~1:5 園長3班規模以下:1人, 4班以上:2人, 10班以上3人	
教職員配置	園長, 副園長, 教育, 保育員, 医務職員, 事務職員, 炊事員, その他の業務員を置く 教師 保育員 炊事員 医務職員 全日制あるいは寄宿制:班平均2~2.5人 全日制:班平均0.8~1人, 寄宿制2~2.2人 40~45人:1人 全日制:1人(200人を超える場合は酌量する) 寄宿制:2人(200人を超える場合は酌量する)	

出所)「幼稚園管理条例」1989年,「幼稚園工作規程」1996年より作成

る。都市農村すべてに学前班はあるが、農村に圧倒的に多い。単独で設置される場合もあるが、大多数は小学校内に附設される。

(4) その他, 季節性, 定時制幼稚園, 遊び活動グループ(遊戯小組), 大型車による移動幼稚園など, 新しい形式が生まれている。

#### <幼稚園規格>

##### (1) モデル(示范)性幼稚園

この種の幼稚園は教育部門経営幼稚園に多い。全面的に教育方針を徹底し, 科学的に幼稚園を管理し, 教育法則を探索し, その経験を広く一般に広める模範的役割を担っている。また実験研究教育も行なう。基本的には教育部門経営に多いが, その他の部門や, 街道委員会経営の幼稚園

表 2-1-1(2) 現行幼稚園制度

項目	内容	備考
教職員資格基準	園長と教師：幼児師範学校（職業学校の幼児教育課程を含む）卒業もしくはそれ以上の学力を取得した者。さらに園長は一定の教育業務経験および組織管理能力を有し、併せて職務育成訓練合格証を取得した者。 保育員：中学校卒業の学歴を取得し、幼児保育職業訓練を受けたことのある者。 医師：医科大学卒業資格を取得した者。医士および看護婦（士）：中等衛生学校卒業資格者あるいは衛生行政機関の資格認可取得者。 保健員：高等学校を卒業し、併せて保健職員として職業養成訓練を受けたことのある者。 事務員、炊事員、その他の職員：政府の関係規則に基づく	
経営形態	国営、公営、民営	2001年から公営、民営の2本立への移行が本格化
運営費	原則として設立者が調達する。	
保護者徴収費	教育部門が関係部門と合同で制定した項目に従って基準通り徴収する。園児に対して専門的な技能教育を行なうといった方法で、別途に費用を徴収することを禁止する。	
幼稚園管理運営	園長責任制と園務委員会 園務委員会の設置：教職員代表と保護者代表、園長が主任となる。園務委員会を設置していない幼稚園は園長が全職員会議を開いて協議する。	

出所)「幼稚園管理条例」1989年、「幼稚園工作規程」1996年より作成

にも認められている。

(2) 農村（郷）中心幼稚園

一般的に農村行政が経営している。任務はその農村の他の幼稚園に対して、模範的役割を果たすことにある。

(3) 一般幼稚園

モデル幼稚園や中心幼稚園以外の独立して設置された最も多い幼稚園である。各幼稚園の保育教育の質的格差は非常に大きい。

6) まとめ

こうして1980年代から1990年代にかけて、改革開放政策後の幼稚園制度が1950年代に形成された制度の上に再確立された。

(1) 文化大革命期に混乱し、事実上中断した幼稚園行政体制が再確立された。中央が統一指導を行ない地方が責任を負う「統一領導，地方負責」体制が進んだ。

(2) 幼稚園行政に関する法規の整備が進展した。また市場経済政策が幼稚園管理にも影響を及ぼし、幼稚園教育費用の上昇と分散化が進むとともに、幼稚園に等級別管理が導入された。幼稚園内の保育教育の環境や質などの向上が目ざされた反面で格差が拡大し、幼稚園間の競争意識が喚起された。

## 注

- 1) 中国学前教育研究会編『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』北京师范大学出版社, 1999年, 196-200頁
- 2) 牟映雪著『新中国幼儿教育变革与发展』重庆大学出版社, 2004年, 149頁
- 3) 前掲書, 114-122頁
- 4) 一見真理子「中国」日本保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』世界文化社, 1997年, 82-96頁
- 5) 中国学前教育研究会編『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』北京师范大学出版社, 1999年, 259-261頁
- 6) 前掲書, 273-278頁
- 7) 前掲書, 123-430頁

## 3. 人口抑制政策の登場と少子社会への布石

現在, 中国の都市では人口抑制政策が概ね定着している。1980年代末には, 大都市の0-8歳児童中, 95%以上が一人っ子となった。また1995年の大学新入生の60%以上を一人っ子が占めていたという調査結果もある<sup>1)</sup>。こうした一人っ子政策の定着による少子化の現状は, 都市における人口圧力を緩和し, 経済の高度成長とあいまって家計所得の増加につながるなどのプラス面と同時に, 種々の問題を生み出した。例えば①人格形成に関する諸問題, ②保護者の期待と高学歴志向, ③都市の幼稚園の経営問題と幼稚園間の競争など, 現在の就学前保育教育, 幼稚園行政に少なからず影響を与えている。

本項では, 1980年代後半からその定着が幼稚園行政に影響を与え, 現在の幼稚園改革の背景要因の1つとなっている一人っ子政策について, その制度的形成と実施方法などを若林の調査<sup>2)</sup>に基づいて史的に考察したい。中国の人口問題は, 1979-1992年という枠組みを超える。

## 1) 一人っ子政策と制度形成

一人っ子政策とは, 人口抑制を目的として, 1組の夫婦に子ども1人を原則とする政策である。中国では一人っ子を「独生子女」という。また人口抑制政策は「計画生育政策」と呼ばれている。1978年12月に開催された第11期3中全会において, 「現代化の早期実現には人口抑制策が不可欠である」との歴史的決断が下された。この決定によって, 本格的に人口抑制策に手がつけられることとなったのである。人口抑制政策の試みは, 1970年代初めから一部の地域, たとえば上海などで実施されていた。しかし, 国策として浮上し, 徹底して実施されるのは, この第11期3中全会の決定を受けた翌年の1979年1月からである。それ以降人口抑制政策を進めるための法規が中央・地方行政で整備されていった。

1980年9月には「中華人民共和国婚姻法」が制定された。この法令では「夫婦は双方ともに計画出産の義務を負う」ことがうたわれ, 「結婚年齢制限(男22歳, 女20歳以上)」、「婿入りの奨励・姓の自由」、「夫婦別姓・離婚・優生」などが規定された。この「婚姻法」は, 一人っ子政策を背景として制定された法律で, 人口抑制政策に直接影響をもつものであった。若林はこのポイントを次の5点に集約している。

## (1) 晩婚・晩産の奨励。法定婚姻年齢の引き上げ

男22歳, 女20歳としたこと。ただし少数民族は弾力的に2歳引き下げの補充規定を認めている。

## (2) 夫婦は双方とも計画出産の義務を負っていることの明記。

## (3) 一人っ子政策を推進することから課題として必然的に生じてくる婿入りの奨励, 子女が父

- 母のどちらの姓をも自由に称すること、夫婦別姓、嬰兒の溺殺その他の嬰兒虐殺行為の禁止。
- (4) 離婚については感情に亀裂を生じ、調停しても効果がない場合には広く認める。
- (5) 優生に関して「直系血族または4等親以内の傍系血族」、「ハンセン病の治癒していない患者、あるいはその他医学上結婚すべきでない」と認められる疾病の患者」の婚姻禁止を明記。

1980年9月には、中国共産党中央委員会と国務院が「人口増加抑制の問題に関するすべての共産党員・共産主義青年団員への公開書簡」を公布し、一人っ子政策を国家政策として浸透させた。また、各省・市・自治区はそれぞれの地域の実状にあわせながら、「計画出産条例」を策定した（各地区の計画出産条例は、その後幾度となく国家の基本方針や地区の実状に沿って修正されている）。「婚姻法」制定の2年後の1982年12月に制定された「中華人民共和国憲法」では、計画出産制度に関して、「国家は計画出産を推進して人口増加を経済社会発展計画に適應させる」「計画出産の義務」「扶養の義務と婚姻の自由」などの条文が盛り込まれた（表2-1-2参照）。

中国の人口政策は「計画出産」という言葉どおり、単なる「家族計画」ではなく、国家経済社会発展計画に人口計画を組み入れ、物質的生産の計画と人口再生産計画の2つのバランスをとるという社会主義国家建設の中核として位置づけられている。こうして1980年「婚姻法」、1982年「憲法」を基本に、各級行政府がその地域の実状を考慮した条例を制定し、一人っ子政策の実施を確かなものにしていった。

## 2) 一人っ子政策の普及体制

一人っ子政策を普及していくために、1981年3月に国務院直属の最高行政機関に国家計画出産委員会が設置され、地域末端まで統一的行政管理委員会が設置され、統一的行政管理のネットワークができあがった。緻密にことを進めるために、中央から郷政府（村民委員会）や都市の街道（居民委員会）に至るまで全国計画出産専任者は総計約16万人にも達している。計画出産政策は、国家の5か年計画にあわせ、「人口目標管理制」<sup>3)</sup>を実施した。第1に国家の長期目標を中期およびその年限まで、また国家目標を地域末端まで細分化し、状況に応じて調整する。第2に、

表 2-1-2 人口抑制政策の主な内容

法律・条例	規 制 内 容
婚姻法（1980年9月）	・計画出産の義務
	・結婚年齢制限（男22歳，女20歳以上）
	・婿入りの奨励・姓の自由
	・夫婦別姓・離婚・優生
憲法（1982年12月）	・国家は計画出産を推進して人口増加を経済社会発展計画に適應させる
	・計画出産の義務
	・扶養の義務と婚姻の自由
各地区の計画出産条例 (92年4月までにチベットを除く29地区で制定済み)	・結婚年齢の上乗せ（都市・男27歳，女25歳 農村：男25歳，女23歳）
	・1夫婦子ども1人を宣言して，1人っ子証を受領（2子以上は特定の条件を満たす夫婦のみが許可され，出産間隔4年を経て，許可が必要）
	・超過出産・計画出産に対する経済制裁と処罰
	・人口目標管理責任制の実施

出所) 若林敬子著『現代中国の人口問題と社会変動』新曜社，1996年，47頁より作成



個々の夫婦レベルの人口管理では不十分で、各レベルの党政府の指導者が人口計画達成の主要責任者となるべきである、と二重の管理体制となっている。

地域末端の基層単位（郷・街道）では、重要な活動の1つとして計画出産業務が位置づけられた。たとえば区—街道—居民委員会では市長と計画出産担当者間で契約書がかわされる。この居民委員会は行政の末端組織に属し、地域の基層大衆自治組織である。その役割は<sup>4)</sup>「社会治安、計画出産、福祉、救済、青少年教育、環境、衛生、医療保険、大衆性娯楽、外来人口管理、住民サービス」などであるが、その中でも計画出産業務は重要な任務である。居民委員会は直接地域住民と関わりをもつため、最も地域住民と密着した計画出産業務の担い手である。さらに表2-1-3からもわかるように、明確な賞罰規定が設定され、地域あるいは職場単位における政策の推進によって、一人っ子政策実施のための国民への締め付けは相当厳しいものとなった。

### 3) 一人っ子政策の具体的実施内容

1979年から始まった一人っ子政策は次のように進められた。一人っ子をもつ夫婦がこれ以上子どもを生まないと宣言すると「一人っ子光栄（榮譽）証」が与えられ、その結果さまざまな恩典を受けることができる。たとえば、月5元（79年当時の月給の約10%）の奨励金を子どもが14歳になるまで受けとることができる。さらに保育、入学、医療、就職、住宅、年金で優遇を受けることができる。

しかし、計画出産に違反し、計画外出産をした場合は、月給の約10%（近年は地域や家庭の負担力により不統一、かつ高額化してきている）の賃金をカットされ、多子女費とか超過出産費とよばれる罰金が課せられる（表2-1-3参照）。優遇策や罰則は地区や都市・農村別、時期により一律ではないがこうした「アメとムチ」の政策により、国をあげて人口抑制策が進められたのである。しかし中国のこうした強権的な人口抑制方法に対して諸外国から非難がよせられることとなった。たとえば1984年8月メキシコで国連の国際人口会議が開催された時、アメリカから中国は強制中絶・女嬰児殺害の手段で人口抑制しているとの見地から批判がなされた。

このような国際世論への配慮に加え、農村では厳しい政策どおりに実施することが困難であることが明らかとなり、第2子出産条件の拡大・緩和策に転換せざるを得なくなった。拡大・緩和策は、都市・農村・少数民族にわたっている（表2-1-4参照）。こうして、新疆が92年7月に緩和策を制定した後、チベットを除いて全地区の条例がでそろった。一方、国家としての「計画出産法＝人口法」を制定しようとする案は、79年以降幾度となく延期されてきたが、各地の異な

表2-1-3 一人っ子政策の賞罰制度

優遇策（7優先）	罰則
一人っ子実施宣言夫婦	一人っ子実施非宣言夫婦
1) 奨励金の支給 2) 託児所、幼稚園への優先入所。保育費助成 3) 学校への優先入学、学費助成 4) 医療費支給 5) 就職の優先 6) 住宅の優遇配分、農村では宅地優遇 7) 年金（退休金）の加算と割り増し	1) 超過出産費（多子女費とも言う）の徴収 2) 夫婦賃金カット 3) 社会養育費（保育費・学費）の徴収 4) 医療費と出産入院費自弁 5) 昇給昇進停止

注) 地区や都市・農村別、時期により、優遇策も罰則も一律ではない  
 出所) 若林敬子著『現代中国の人口問題と社会変動』新曜社、1996年、47頁より作成

表 2-1-4 各地区の出産条例による第 2 子出産規定

対象	出 産 規 定	実 施 地 区
都市	国家幹部、職員労働者、都市住民は 1 夫婦単位子ども 1 人。以下の場合には第 2 子を許可 1) 1 子が非遺伝性の身体障害者で働けない場合 2) 夫婦双方がともに一人っ子 3) 結婚後 5 年以上不妊で、養子をもらってから妊娠 4) 夫婦双方が帰国して定住している華僑	全国各地区ほぼ共通
農村	1) 第 2 子は所定条件により、厳密に許可。第 2 子の割合を 10%以内に抑える	北京、天津、上海、四川、江蘇
	2) 第 1 子目が女兒の場合、出産間隔は 4～5 年。母親が 28 歳以上	河北、内モンゴ、山西、江西、山東、河南、遼寧、吉林、黒龍江、湖北、湖南、広西、浙江、安徽、福建、貴州、陝西
	3) 第 1 子が男女を問わず、第 2 子の子を出産を許可	寧夏、雲南、青島、広東、海南
少数民族	1) 転入した少数民族に対し、転入前の居住地から第 2 子出産許可を得ており、すでに妊娠している。	北京、天津、上海
	2) 都市と農村を問わず、夫婦双方が少数民族	河北、山西、内モンゴ、福建、山東、広西、吉林、黒龍江、安徽、雲南、貴州、陝西
	3) 都市と農村を問わず、夫婦双方のどちらかが少数民族	寧夏、青島
	4) 夫婦双方が少数民族で、どちらかが農民。または夫婦のどちらかが少数民族で双方が農民	遼寧、湖南

出所) 若林敬子著『現代中国の人口問題と社会変動』新曜社、1996 年、50 頁より作成

る民族構成を考慮する必要があり、結局 90 年末に地方法規による方針に切り替えられたのである。

#### 4) 一人っ子政策の現状

地方が国家の基本的な法律に基づきながら、それぞれ条例など法規を策定し実施していく中で、着実に一人っ子政策は成果をあげ、人口出生数は減少していった。こうした中で 1995 年 1 月に、国家計画出産委員会は「中国計画出産工作綱領」(1995-2000 年)を作成した。これは、国際人口開発会議の基本理念を参考にしたものである。人口と計画出産にかかわる優れたサービスを提供することによって、人口と社会経済が調和した発展を遂げることを目的としたものである。主な内容は次の通りである。

国務院は全国計画出産「三結合」経験交流会を開催する。「三結合」とは(1)計画出産と経済発展の結合、(2)計画出産とまずまずの生活(小康)水準達成への援助との結合、(3)計画出産と文化的で幸福な家庭づくりとの結合をいう。すなわち経済発展、農民の貧困からの脱出、文化的で幸福な家庭を築くことの三者と計画出産の結合を意味する。都市ではかなりの定着をみている計画出産政策の農村での促進を求めたものともいえる。

国家計画出産委員会は農業部、中国農業銀行、衛生部など 10 部門と合同で通達を出し、各部

門が中央から地域末端に至るまで協力しあい、資金貸し付けや生産材料、生産技術の提供において優遇措置を講じることにより、少ない子どもを望む家庭が先にある程度の生活水準を達せられるように援助することを求めた。

こうした政策の経過を踏まえ、2001年12月には、かねてからの懸案であった「中華人民共和国人口と計画出産法」が制定され、2002年9月から施行された。従来行なわれてきた計画出産に関する政策をまとめたものであり、1979年以降試行を繰り返しながら結実せず、ここにきてようやく制定・施行されたものである。国務院総理朱鎔基は、この法案の提出時、全国人民代表大会で次のように述べている<sup>5)</sup>。

「計画出産は我が国の基本国策である。全党と全国人民のたゆみない努力を経て、我が国の人口と計画出産工作は次のような驚くべき成果をあげた。人口の行き過ぎた増加の勢いは有効にコントロールできるようになり、全国的に、基本的には「低出生、低死亡、低自然増加」を実現した。成功への模索は、中国の特色ある総合的人口数量コントロール、人口素質の向上への道筋を生んだ。ただし、安定した低出産水準の維持という任務は依然として重大で非常に大きいものがある。計画出産工作の中にも、さらにいくつかの問題と困難が存在する。安定的低出産水準のために、さらによく計画出産工作を行なわなければならない。当面の実際状況に基づいて、地方立法と実践経験の総括の上に、統一的な「人口と計画出産法」を制定することは、さし迫った要求である。国家計画委員会、国務院法制委員会の長期にわたった調査研究、検証を経て、「中共中央人口と計画出産工作の安定的低出産水準強化に関する決定」(中発[2000]8号)の精神に基づいて、「中華人民共和国人口と計画出産法(草案)」を制定した。」

2001年3月31日

他の国に例をみない、一人っ子政策という人口抑制政策が、今後も国策の下に実施されていくことは、こうした法整備や国務院総理朱鎔基の言葉からも明らかである。ここで指摘しておきたいことは、「1979年以降国家政策としてとってきた一人っ子政策に対して、マクロ的調節指導ばかりでなく、その一人っ子の育成にあたってはまた十分なミクロ的国家政策が実施されるべきである」という点である。そうした国家責任を負った「一人っ子政策」の実施であろう。

#### 5) 一人っ子政策の諸問題と幼稚園行政

現在こうした一人っ子に対しては、国内外の研究者によって大量の一人っ子教育政策研究が行なわれている。例えば「中国一人っ子の人格発展」を課題とした研究グループの報告は、次のことを明らかにしている<sup>6)</sup>。

「都市の一人っ子の人格の特徴は、親和的要求、持久的要求が比較的強い。70%以上の一人っ子は比較的よく自分を受け入れている。学習面では応えようとする要求と発展への要求が強い。ただし、一人っ子には人格的な欠陥がみられる。大多数の一人っ子は強い攻撃的な要求を持っている。32.5%の都市一人っ子の達成要求は低い。認知要求が強い一人っ子は少ない。20%を超える子どもが孤独を感じている、また親友がいない。約10%の子どもが他人と遊べない。これは一人っ子のコミュニケーション能力が弱くなっていることを証明している。約1/3の一人っ子が非常に大きな学習圧力を感じている。」

この報告からは、一部の一人っ子には攻撃的な要求などに代表される人格的な偏りがみられることがうかがえる。また、孤独感、コミュニケーション能力の弱体化など、一人っ子を育てる上

に生じることが一般的に懸念される状況が、実際の調査報告から明らかにみてとれる。さらに、調査報告では、学習の目的を「親の期待を満足させるため」としている者が、64.4%を占めていたという。

就学年齢前の時期は人格形成面においても、生涯の基礎を築く時代であり、幼稚園は学校教育の基礎的段階にあり、就学前の心身の健全な発達を保障する場として位置づけられている。特に国家政策として行なわれているこうした一人っ子政策が生み出す問題に対しては、十分な制度的対応が重要である。国家が制度として実施できることにはもちろん限界があるが、できるだけ同年代集団の中で育てる集団的保育教育の重要性が、1979年の人口抑制政策への決定以降より増大したことは明らかである。学校教育や幼稚園業務に関する国家責任は増大したといえる。

#### 6) まとめ

1980年代以降は都市では一人っ子家庭が急増した。これは1979年以降国家政策として実施された人口抑制政策、一人っ子政策の定着によるものである。人口抑制政策は、爆発的人口増加を抑え、国民に経済的豊かさをもたらすなど、そのプラス側面は大きい。幼稚園行政面でも、一人っ子政策の定着が、都市の幼稚園入園難問題の解決の1要因となり、また都市の幼稚園が量から質の時代に入る1要因ともなった。しかし、そうした肯定的な面ばかりではない。一人っ子の人格形成に関しては、現在、社会的にも大きな問題となっている。また将来国の生産力を担うことになる乳幼児の数が激減してゆくことは、一人っ子の体力、知力、徳性の涵養が国家的に重大な課題になってくることを意味している。国家が就学前児童の心身の健全な発達を保障する課題は増加したといえる。

#### 注

- 1) 牟映雪著『新中国幼儿教育变革与发展』重庆大学出版社，2004年，110-111頁
- 2) 若林敬子著『現代中国の人口問題と社会変動』新曜社，1996年，43-56頁
- 3) 人口目標管理制とは、各級委員会、政府が人口計画をその地区の経済社会発展計画の中に組み入れて責任をとること。
- 4) 马仲良、干燕燕主編賈征著『社区服务与社会保障』中国労働社会保障出版社，2001年，21頁
- 5) 「中华人民共和国人口与计划生育法」中国民主法制出版社，2002年，12-13頁
- 6) 牟映雪著『新中国幼儿教育变革与发展』重庆大学出版社，2004年，110頁

#### 4. 民営幼稚園の認可および幼稚園経営への民間諸力導入の奨励

改革開放政策、市場経済政策の導入によって、幼稚園経営にも民営幼稚園の導入が図られることになった。民営幼稚園導入の根拠となったのは、1982年12月、第5期全国人民代表大会で採択された「中華人民共和国憲法」の「国家は集団経済組織、国家企業事業組織とその他の社会各界の力（社会力量）が法律規定に基づいて、各種教育事業を設立経営することを奨励する」という条文であった。しかし私人、私人団体教育機関経営の奨励を明確に打ち出すために、彭真は「憲法」修正草案の報告の中で「国家は私人学校経営を認可する」を加え、私人経営の根拠を確かなものにした<sup>1)</sup>。こうして憲法上の問題は解決されたが、1980年代から1990年代の初め頃までは、教育部（1985年、教育部から国家教育委員会に改称された）は民営幼稚園に対して十分積極的であったとはいえない。それは、国家教育委員会が毎年発表する当年の「工作要点」でも

民営教育の発展は入っていなかったことから、明らかである<sup>2)</sup>。また、長期にわたった計画経済政策時代の国営・公営下にあった一般の人々の間にも私営に対する偏見があったことは事実であろう。

1984 年には教育部によって「北京市社会力量办学試行方法」<sup>3)</sup>が公布され、先に北京市によって試験的な社会各界の力による学校経営が行なわれた。(中国では、新規政策の実施には、モデル地区を設定しまず試験的に行ない、その結果を確認してから全国的に広めていくという方法が一般的にとられている。)

しかし教育部が主として奨励したのは、「寄付による学校経営」「資金を集め学校経営をする」ことであり、重点は、国営、公営幼稚園の経費不足の問題を解決することであった。1987 年 10 月に開催された全国教育工作会議では、改革開放政策の発展情勢および人々の文化教育への増大する要求に対して、幼稚園事業の発展方針、指導的理念が討論された。会議では明確に、幼児保育教育事業は社会主義教育事業の組成部分であり、学校教育の予備段階であること、同時にまた社会公共の福利事業であること、各級政府はすべて幼稚園事業の改革と発展を重視すべきであることが確認された<sup>4)</sup>。そうした中で、1980 年代の都市幼稚園不足もあって次第に民営幼稚園は増加していったが、民営幼稚園の急速な発展をみるのは、1992 年春に邓小平が「南方視察」を行なった際、経済発展の加速を呼びかけると同時に「社会主義も市場経済の手段を利用することが可能である」と明言し、第 14 回党大会が「社会主義市場経済」の方針を打ち出して後のことであった<sup>5)</sup>。

表 2-1-5 は、1990 年代に国営単位の幼稚園経営体制改革が実施されるまでの幼稚園経営主体と経費出所源を示している(現在も混在していると思われる)。現在は国営部分が大きく変化しているが、変化する以前の幼稚園経営経費について少し説明しておきたい。

各級教育部門が設立した幼稚園(省、市、区など)の幼稚園事業費、保育教育職員、医務職員の養成訓練費用は、教育事業費と衛生事業費に分けて支出された。各級地方政府の財政部門が教育、衛生事業費の年度の予算を確定した時、これらの費用が決定される。幼稚園職員の賃金、福利経費は賃金基金と福利基金から支出された。

企業、事業など単位が設立した幼稚園は一般的にその単位の職員児童のみを収容し、職員は低額の保育教育費と給食費を幼稚園に納入した。幼稚園事業費、保育教育職員の賃金福利費用は単位が福利費から支出した。最終的に国家から単位に福利費が支出された形になる。

街道委員会設立の幼稚園については保育教育費を利用者が負担した。ただし管理費を入園児童の保護者が在籍する単位が基準に従って代行費としてその幼稚園に支払っている。

街道委員会が幼稚園を設立する場合、建設費用、大型設備、部屋修繕費などの支出は、地方行

表 2-1-5 幼稚園経営主体と経費出所源(経営体制改革以前)

経営形態		経営主体	経費出所源(利用者負担以外)
国営	教育部門立	教育委員会	国家教育費(地方財政支出)
	その他の部門立	企業、事業体、政府機関、解放軍部隊、学校、工場、鉱山など単位	単位福利費から支出。福利費は最終的に国家が支出
公営	集団(集体)立	都市は街道(居民)委員会、農村は農村行政機関(村民委員会)	公共の建物などを利用するが、国庫補助を受けない
民営	私立	民間個人、個人団体	自己資金

出所) 白井常著『世界の幼児教育/中国』丸善メイツ株式会社、1983 年、208 頁より作成

政の財政部門が、幼稚園が自ら調達した資金の不足分を補助しているのが通例であった。

個人や個人団体は自己調達資金で幼稚園を設置し、各級教育部による認可を前提として利用者からの保育教育費徴収によって事業経営を行なっている

## 注

- 1) 陈桂生著『中国民办教育问题』教育科学出版社, 2001年, 14頁
- 2) 前掲書, 15頁
- 3) 中国学前教育研究会編『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』北京师范大学出版社, 1999年, 201頁
- 4) 唐淑, 钟昭华主編『中国学前教育史』人民教育出版社, 2003年, 325頁
- 5) 陈桂生著『中国民办教育问题』教育科学出版社, 2001年, 15頁

## 5. 漸進的国营企業改革—企業経営自主権の拡大と企業経営幼稚園の拡大

改革開放政策, 市場経済の導入に際しては, 政治, 社会の不安定化を最も危惧した中央政府の方針により, 漸進的推進が図られた。都市部での経済改革は, その初期段階では主として企業経営自主権の拡大から展開された<sup>1)</sup>。

1979年に政府の改革方針に沿って, 企業経営自主権改革の実験が始められた。この実験は主として2つの改革措置によって行なわれた。1つは企業に対して「工場長責任制の実行および企業に一定の自主権を与える」というものであり, いま1つは「企業に利潤を一定の比率で留保し, それを生産の拡大, 集团的福利の改善および労働者への割り増し賃金などに用いる」といったものであった。

国務院は一部の国营企業でのテストが成功したことを踏まえて, 全国範囲で, 国营企業改革実験を進めた。その改革案の中では, 企業の経営自主権を拡大すること, 利潤留保を実行することなど数十項目が盛り込まれた。これら一連の改革は一部企業に限定されていた1970年代末~1980年代初頭の実験段階から, 1980年代中葉には全国へと拡大していった。改革による企業経営自主権の拡大の進展によって, この時期国营企業など「単位」による企業内福利体制は, 文革期からの回復を含めてむしろ拡大したといえる。そのことは, 企業内福利として提供されていた幼稚園事業にも大きな影響を与えた。

表2-2-1は, 1979年と1989年の幼稚園の各経営主体構成割合を示したものである。1979年には企業など単位経営幼稚園は教育部門経営幼稚園の4倍であった。また1989年には8,000か所増えて2万8,000か所となった。1年間に平均800か所増えたことになる。また園児数は146万1,000人から323万8,000人と177万7,000人増大した。単位経営幼稚園は大半が都市にあり, こうした単位経営幼稚園の堅調な拡大は, 女性労働者にとって, 安心して働ける環境を提供した。また教育部門経営, 街道委員会経営幼稚園の拡大とともに, 都市の幼稚園入園難問題を解決する要因となった。単位経営幼稚園は都市幼稚園経営事業のかなりの部分を支えていたといえる。

## 注

- 1) 王曙光著『詳説中国改革開放史』勁草書房, 1996年, 65-70頁

## 第2節 幼稚園行政における保育から教育への重心移転とその要因

文化大革命後の幼稚園行政の修復はまず, 幼稚園の不足に対して, いかに幼稚園数を拡大し,

多くの就学前児童を収託するかに重点が置かれていた。教育よりもむしろ保育が中心であったといえる。しかし、改革開放政策が進んだ1980年代後半には保育から教育へと重心が移ることとなった。こうした傾向は、比較的保育教育の質の高い教育部門経営の幼稚園の割合が、表2-2-1に見るように、1979年と1989年では全園数の3%から20%へ、在園児数0.5万人から378.9万人に増大したことからもうかがえる。人々の保育から教育への重心移転の背景には以下の要因が考えられる。

### 1) 幼稚園数の拡大と収容園児数の増加

国営幼稚園（教育部門立、企業などその他の部門立）、公営幼稚園（集団立—都市では街道委員会、農村では村民委員会経営）などの数量が全体的に拡大し、幼稚園の収託数が高まった（表2-2-1参照）。1982年以降私営など民営幼稚園の経営も認められるようになり、経営形態が多様化したことも、数量の増大につながった。こうした幼稚園の普及によって、都市の入園難問題は一応の解決をみた。その結果、人々の保育教育の質の向上、さらに保育から教育への要求が一段と高まることとなった。

表2-2-1 1979年、1989年の各経営主体構成割合

項目	年度	合計	教育部門経営		単位経営		街道・村民委員会経営	
			小計	割合 (%)	小計	割合 (%)	小計	割合 (%)
園数 (万所)	1979	16.6	0.5	3	2.0	12	14.1	85
	1989	17.3	1.1	7	2.8	16	13.3	77
在園児数 (万人)	1979	879.2	84.2	9	146.1	17	648.9	74
	1989	1847.7	378.9	20	323.8	18	1145.0	62

出所) 唐淑, 钟中华主編『中国学前教育史』人民教育出版社, 2003年, 333頁より作成

### 2) 幼稚園行政法規の整備

次に幼稚園制度が再確立され、「幼稚園管理条例」「幼稚園工作規程」「幼稚園教育綱要」などを中心として、幼稚園管理や幼稚園での保育教育の内容が一段と高まったことがあげられる。特に1989年の「幼稚園管理条例」の制定以降、この条例に基づいて、地方政府がその土地に適した方法で、幼稚園に関する政策を策定し、質の向上を旨とした。中でも幼稚園に級別管理（ランク別管理）制度を取り入れ、幼稚園格差を設けたことである。級別管理では等級が級と類に分けられた。施設、設備などハード側面を級とし、教師資質など保育教育の質的側面を類とした。幼稚園園長をはじめとした教職員の意欲を引き出すなど積極面がある反面、幼稚園がランクづけされることとなった。

### 3) 人口抑制政策の都市での定着傾向

2003年まで北京市教育委員会学前教育處處長で、現在「北京市学前兒童保育教育工作者（教職員）協会」の事務長（秘書長）職にある簡尔賢は、人口抑制政策後の就学前児童数の減少と幼稚園行政の関連について次のように述べている<sup>1)</sup>。

『1989年に「幼稚園工作規程（試行）」、「幼稚園管理条例」が制定されたが、これらの規定は、それまでの保育が主であった幼稚園から、教育を主とする幼稚園への転換を促す画期的な法規で

あった。それを可能にしたのは、80年代初頭には約100万人の乳幼児が北京市で誕生していたが、80年代末には約半数になっていたことである。』

それまでは大量の就学前の幼児を、いかに幼稚園に収容し世話をするかが行政の重要な課題であったが、一人っ子政策が定着していくにつれ人口圧力が減少し、幼稚園への入園難問題がひとまず解決すると、保育から教育へと重心が移ったということである。

#### 4) 経済的要因と高学歴親の漸増

市場経済政策の導入とその成功により、高度経済成長が継続し、国民個人所得の増大と一人っ子政策は、子どもの教育費投資を可能にするものとなった。

また市場経済によって雇用形態が変わり、労働市場の流動性が高まり、職業の多様化が進むことにより有利な職業への選択欲求が高まってきた。それは高等教育への需要となり、次第に学歴重視の社会が現実となるにしたがって、自分の子どもにも高学歴を望む親が増大してきた。また高学歴の親が漸増していくにしたがって、こうした親は子どもにも就学前保育教育の質の向上を要求するようになった。

#### 注

1) 簡尔贤著「北京市幼教事业发展分析」『管理纵横』所収、2003年、29-30頁

### 第3節 全国幼稚園数、在園児数の堅調な拡大推移

図表2-3-1は、1979-1992年の各年幼稚園数、在園児数推移を示している。

1992年には1979年と比較して園数で約7,000か所増加した。在園児数は879万人から2,428万人へ約1,550万人増加し、1979年の約2.8倍となった。街道、村民委員会経営は、園数が14

表2-3-1 経営形態別幼稚園数、在園児数推移 (1979~1992年)

年度	幼稚園 (所)				在園児数 (万人)			
	合計	教育部門 経営	単位経営	街道・村民 委員会経営	合計	教育部門 経営	単位経営	街道・村民 委員会経営
1979	165,629	5,041	19,807	140,781	879	87	146	649
1980	170,419	7,495	21,352	141,572	1,151	131	156	864
1981	130,296	5,980	22,704	101,612	1,056	134	172	750
1982	122,107	6,298	25,199	90,610	1,113	151	218	744
1983	136,306	13,174	29,716	93,419	1,140	192	227	722
1984	166,526	10,003	30,486	126,037	1,295	207	250	888
1985	172,262	11,196	29,794	131,272	1,480	254	270	956
1986	173,376	11,021	27,353	135,002	1,629	279	290	1,060
1987	176,775	10,093	32,848	133,834	1,808	326	323	1,159
1988	171,845	10,068	27,887	133,890	1,855	375	321	1,159
1989	172,634	11,234	28,123	133,277	1,848	379	324	1,145
1990	172,322	12,820	28,136	131,366	1,972	442	340	1,190
1991	164,465	17,746	27,830	118,889	2,209	568	353	1,288
1992	172,506	20,938	28,167	123,401	2,428	666	372	1,390

注) 園児数は千人以下四捨五入

出所) 『中国教育年鑑』人民教育出版社、1979-1984年までは1985年版、1985-1986年は1987年版、1987-1992年は各年版より作成



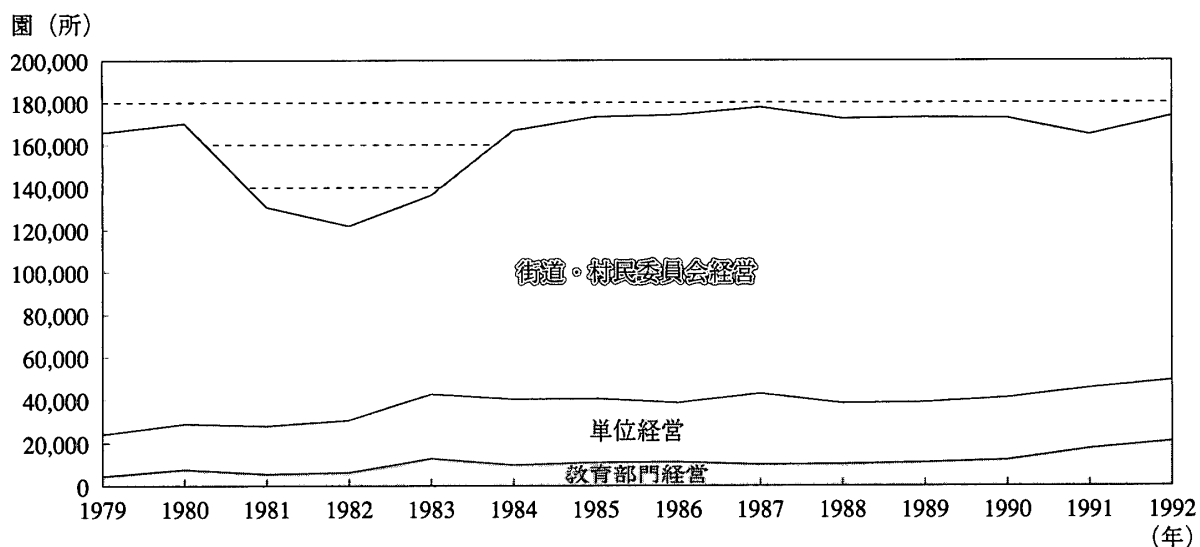


図2-3-1 経営形態別幼稚園数推移 (1979～1992年)

出所) 表2-3-1に同じ

万781か所から12万3,401か所へ1万7,300か所減少した。しかし在園児数は649万人から1,390万人へ約2倍となっている。1982年以降、民営が許可されたが、この頃は街道、村民委員会経営の中に民営が含まれていた。

最も増加率が高かったのが、教育部門経営の園で、1979年比約4倍、園児数は約7.4倍となった。しかし、1979年当初5,041か所と基数が少なかったため、1992年には2万938か所で3つの経営形態の中では最も少ない。しかし、在園児数は84万人から666万人となり、街道、村民委員会経営の次に多くなっている。単位経営は1979年には1万9,807か所だったが、1992年には2万8,167か所となった。また在園児数は146万人から372万人となった。

この頃は幼稚園事業が再確立して国家的位置づけも高まり、また法規の整備も進んだ。保育教育費も低廉で、保育教育の質は十分とはいえなかったが、最も社会主義的集団保育教育を実現していたともいえよう。

#### 小括

1978年の第11期3中全会において、改革開放路線、市場経済政策の導入が決定された。また人口抑制政策が提起され、その方針は現在に至っている。

改革開放政策下、市場経済導入期の幼稚園行政は次のように整理できよう。

- 1) 文革期の反省の上に、幼稚園行政体系、幼稚園行政制度が再確立された。
- 2) 文革によって絶対量が不足していた幼稚園の拡充を目ざし、民営が許可され、幼稚園経営への社会各界の力と資金の流入が奨励されるようになった。
- 3) 都市では人口抑制政策が定着し、就学前児童の減少、法規などの整備により、保育から教育へと重心が移り始めた。